

第三十一回 参議院通信委員会會議録第十四号

(三三〇)

昭和三十四年三月十七日(火曜日)午前十一時二分開会

委員の異動

三月十三日委員大谷藤之助君及び光村基助君辞任につき、その補欠として前田佳都男君及び藤原道子君を議長において指名した。

本日委員前田佳都男君辞任につき、その補欠として苦米地義三君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 手島 栄君
理事 新谷寅三郎君
松平 勇雄君
森中 守義君

委員

石坂 豊一君
黒川 武雄君
三木與吉郎君
鈴木 強君
山田 節男君

國務大臣

郵政大臣 寺尾 豊君

政府委員

外務省アメリカ局長 森 治樹君
郵政事務次官 廣瀬 正雄君
郵政大臣官房電氣通信監理官 松田 英一君
郵政省貯金局長 加藤 桂一君
郵政省簡易保険局長 大塚 茂君

事務局側

常任委員 勝矢 和三君
会専門員

説明員

宮内庁長官 宇佐美 毅君
郵政事務次官 小野 吉郎君
日本電信電話公社副総裁 横田 信夫君
日本電信電話公社職員局長 行廣 清美君
参考人 全電通神奈川
県支部北分
会書記長 鈴木 二郎君
日本放送協合理事 前田 義徳君
盟テレビ編成委員 光田 善孝君
員会委員代理

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○電氣通信並びに電波に関する調査の件

○電信電話公社の退職賞与に関する件

○米軍基地内における電々公社職員に対する就労禁止に関する件

○皇太子御成婚の儀実況放送に関する件

○郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四條の臨時特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(手島栄君) ただいまから開会いたします。
委員変更についてお知らせいたします

す。三月十三日大谷藤之助君、光村基助君が委員を辞任されまして、その補欠に前田佳都男君、藤原道子君が委員に選任されました。三月十七日前田佳都男君が委員を辞任せられまして、その補欠に苦米地義三君が委員に選任せられました。

○委員長(手島栄君) 参考人の出席要求に関する件を議題といたします。

電氣通信並びに電波に関する調査のため、参考人として、日本放送協会理事、前田義徳君、日本民間放送連盟テレビ編成委員会委員代理光田善孝君及び全電通神奈川県支部北分會書記長鈴木二郎君の御出席をお願いしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(手島栄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。参考人の出席要求その他の手続問題につきましては委員長に御一任をお願いいたします。存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(手島栄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(手島栄君) 電氣通信並びに電波に関する調査を議題といたします。

本件に関連しまして御質疑のおありの方はどうぞ御発言をお願いします。

○鈴木強君 私は、電電公社当局さらに郵政大臣に対して、二つの問題について御意見を承わっておきたいと思っております。

その一つは、今日、日本に駐留する米軍基地内における電話のサービス、行政協定さらに労務協約に基き公社が提供してあります。この問題をめぐって最近新聞紙上等にも報道されているような、米軍が公社職員をシャットアウトするという重大問題が出ておりますので、この問題について、一つ意見を承わりたいと思っております。今外務省アメリカ局長がお見えになっておられないようですからこの問題はあと回しにします。

その次に、公社が今日公社の経営上の御都合であらうかと思うのでありますが、その点が非常に不明確でありますのでお尋ねするのであります。退職希望者に対する特別措置の方法をお考えになり、その周知をされておるようでありまして、この点についてまず最初に質問しておきたいと思っております。

この退職希望者を公募する、あるいは周知をしてやめていただくという方針は、ここ数年米公社がとりなされてきておる方針だと思っておりますが、今年はこの退職希望者に関する特別措置という局内掲示が出ておるようでありまして、これはどういふ御意図でございましょうか、その内容について御説明をいただきたいと思っております。

○説明員(横田信夫君) お答えいたします。今回私の方で出しましたあの通知の内容は、従来相当長年にわたって勤められておる人で特に退職を希望するといふような人について、そういう

希望があれば必ず、それについては国家公務員等退職手当暫定措置法の第五條附則第六項を適用する、ということを知りたしたわけでありまして、御承知のように、これにつきましてはわれわれの方で全然勧奨したり、あるいは強要したりするようつもりは毛頭ないのであります。そういう希望者があれば申し出てほしいということを掲示したわけでありまして、それは国家公務員等退職手当暫定措置法の適用の問題でありまして、個々の場合に適用することもありますし、一般的に今度はいくつ希望者があれば適用いたしたいといふことを公示したわけでありまして。

○鈴木強君 御説明によりまして、長年勤続をされた人たちに希望のある方を、この際対象としておやりになつたというお話であります。第一に対象者のところに、私たち公社の措置を見ますと、昭和三十四年三月三十一日現在で勤続年数十年以上の者、なお五年以上十年未満の者でも特に希望があれば選考の対象とするから申し出てくださ、いこういふふうになっておるようでありまして、今の副総裁のお考えですと、そうではないように私は思っております。少くとも五年以上十年未満といふような言葉が入っているのは、一般に対象といわれる高齢職員に対する退職の勧奨と申しますか、そういうものとは違ふように私は思うのですが、特に電電公社には約六万名の女子組合員がございます。こういっ

もうやめてもらう、本人は意思がある、働く意欲がある、しかしこの業務の進行上あるいはその業務が縮小してやめてもらう、という場合に措置するのの方針であつて、希望者があつたからといってその人たちに特別措置をするといふことは、これは最もよくない。そんなむだ金を、この退職手当の暫定措置法第五条を適用して、希望者があつたからといって、その人たちに五年勤めたからといって十割増しの退職手当を出すのはもつてのほかです。そんなむだ金はないはずで、われわれは国会でそういう退職手当の資金を公社に許したはずはないんです。そんなへ理屈を言つたつてだめです。これは絶対承知しません。もつと業務の進行上この人たちにやめてもらわなければならぬといふことが根底にならなければ、ただ希望者があつたからといって十割増しをやるといふことは、こういう法解釈をされるということとは私は重大問題だと思ふ。だからどういふ理由によつてこの人たちにやめてもらう、それに対して十割増しを支給すると、こういうことなら私はわからぬが、そのことが一つも明らかにならずに、ただ希望者があつたからこれに十割増しをやるとはもつてのほかです。これは一つ副総裁から答弁をしてもらいたい。

○説明員(横田信夫君) 希望者に対しては、われわれの方も経営上支障があれば希望者の申し出に応ずることができないわけでありまして、そういうある程度長く勤めた希望者について、この希望を満たしてやつて、同時にわれわれの経営上も差し支えないと認められた者について適用をいたそうとするわけでありまして、われわれの経営でもこれはやむを得ないことだと思ひます。

○鈴木強君 経営上やむを得ないといふのが、どういふわけで経営上やむを得ないか、そこがぼけています。少くとも五年以上勤めたといふのは永年勤続になりますか。二十年なり三十年勤めた人に対して特別措置をするといふのならわかる。ところが五年以上十年未満の人で、その人たちに十割増しを支給するといふからには、相当明確な根拠がなければやれないはずで、経営上そのことが必要だといふならば、その経営上とはどういふことですか。それを明らかにして下さい。

○説明員(横田信夫君) このわれわれの事業といふことで、そういう希望者があつたといふことについて、前々からわれわれとしても承知いたしておるわけでありまして、声を聞いておるわけでありまして、同時に、それがわれわれの事業として差しつかえが起る、あるいは支障があるといふことではこの問題について困るわけでありまして、こういう適用することについてわれわれの経営上も差しつかえない、また、当人のためにもそれがいい、希望といふことでありますので、われわれの経営上差しつかえなく、全体としての人のやりくり上も差しつかえないといふことになれば、われわれの方としてもこういう措置を適用することはあえて不当ではない、こう思つております。

○鈴木強君 あなたは私の質問に対して問題点をばかしてしまつて答弁をしておるようですが、そうでなくて、公社の経営上こういうことをやつた方がプラスだといふことであるならば、今五年計画の進行過程で要員問題が非常に問題になっておりますこともわれわれは知つておる。特に六万人の婦人が電電公社に勤めておる、そういう人たちに對してどういふ措置をするかといふことも客観的にわれわれはわかつてゐる。ですからあなたがここで言わなければ私の方から言つてもいいのだが、非常にこれは重要な問題でありまして、ですからやはり明確にするところにしてやつた方が私はいいと思ふのです。本委員会は、いわば電電事業あるいは郵政事業その他関連する事業に対して、特に關係を持つ委員会でもあるし、そういったことは公社総裁、副総裁、あるいは公社全体としての経営は公社にまかされておることであるし、このことに対してわれわれが必要を認め理屈が立つならば、われわれはこれをあえていけなしいといふことは言わねばならぬ。ただおつしやつてゐるものがどうも私のポイントに觸れないので、私は非常に遺憾に思ひます。経営上こういう措置をとつた方がどういふプラスがあるのか、それが公社の五年計画第二年度に對してどういふ影響があるのか、こういう点を私はもつと端的に言つてもらいたいと思ふ。

○説明員(横田信夫君) 私の方の説明が十分御納得いけないうちでありますから、われわれの方としましては、先ほどから御説明いたすと同じことでありまして、これは今のやうな事情でやむを得ないといふ認められたものでありまして、なお先ほど職員局長が説明いたしましたように、やむを得ないといふ認めることについて、その弾力性については、公社総裁にその点は私はまかされておると、こう考へております。

○鈴木強君 それはまかされておる。まかされておるが、われわれは、国会の中でこの問題が非常に重要であるし、まかされておる権限はどうなのか、われわれは立法院の立場から非常に疑義を持つのでお尋ねしてゐるもので、あなたが答弁しないといふことはできないですよ。公社総裁にまかされておる権限は私は認めておる。認めておるが、それならどういふ趣旨でおやりになつておるのだといふことをわれわれは聞いておるわけですよ。それに対して答弁できないといふことはないはずなんです。それを拒否するつもりなんですか。

○説明員(横田信夫君) いや決して拒否はいたしてないものでありまして、最初から申しますように、こういう希望者があることについては前々から承知いたしておりました。その希望を満たしてしまつてもわれわれの事業経営上も差しつかえなかつたならば、こういう希望に應ずることも経営上やむを得ないと思ひます。なおそのほかに、年度の途中におきまして退職の希望があらはれた場合におきまして、特別措置を適用することを経営上やむを得ないといふうな方に對しては、総裁の裁量によりまして従来も個々の特別措置を適用して参つております。それで今回の場合はそのやうな個々の特別措置といふことではございませんで、退職の希望者があるといふことをわれわれも承知いたしました。耳にいたしました関係上、一応この際特に一定の条件、ここにありますがやうな対象になるやうな条件を備へたやうな方に對しては、特別措置を適用するといふことを考へてゐないか、といふふうに判断をいた

○説明員(行廣清美君) このやうな措置は数年来やつておりません。今回が初めてでございます。

○鈴木強君 そうであれば最初の問題に戻るんですが、従来は高年令者で公社の経営上職員の新陳代謝の面から見て、相当永年勤続した人たちに退職の機会を与えてやるということも、一つの方法と私たちは認められておると思ふんです。ただ新しい角度からこの問題が出てきたことになると、なおさら最初の問題は保留できない。従来考へ方と今度とでどうして違ふんです。

○説明員(行廣清美君) 先ほど来副総裁から申し上げてゐる点でございますが、私どももいたしまして、このやうな特別措置法を適用するケースといふものはいろいろと考へられるわけでございますが、鈴木先生おつしやいました高齢退職者に対しては、一応従来から特別措置を適用して参つております。なおそのほかに、年度の途中におきまして退職の希望があらはれた場合におきまして、特別措置を適用することを経営上やむを得ないといふうな方に對しては、総裁の裁量によりまして従来も個々の特別措置を適用して参つております。それで今回の場合はそのやうな個々の特別措置といふことではございませんで、退職の希望者があるといふことをわれわれも承知いたしました。耳にいたしました関係上、一応この際特に一定の条件、ここにありますがやうな対象になるやうな条件を備へたやうな方に對しては、特別措置を適用するといふことを考へてゐないか、といふふうに判断をいた

しまして今回そのような措置をとったという趣旨でございます。

○鈴木強君 従来おとりになつておつた措置は、いわば永年勤続者のそれこそ三十年、二十年以上とかそういう方が対象だと思ふんですが、そうしますと、今度のこの措置の中にはそういうものも含まれておるんですか、含まれておらないのですか。

○説明員(行廣清美君) 従来の高年齢退職という方はこの中には含まれておりません。

○鈴木強君 そうすると、その高年齢の分はどういう措置を今後おとりになる予定ですか。

○説明員(行廣清美君) 先ほど申し上げたことにつきましてちよつと訂正させていただきますと思ひますが、一応十年以上ということになっておりますので、高年齢退職の方でありましてこの範囲内に入る方もあり得ると思ひます。

○鈴木強君 当面公社の労務対策をその一手に引き受けておる職員局長が、国会において答弁する場合、自分の所掌業務に対して十分理解してないでわれわれに答弁するということは、これはもつてのほかです。今やつてこれはすぐそのあとから取り消しをするというふうな、そういうぶざまなことであつては私は困ると思ふ。少くとも局長は、この問題については公社の一番の、総裁、副総裁を補佐してやる方ではないですか。その方がそういうふうな、今言つたことをすぐ訂正するといふより、そういう答弁をしたのではわれわれ非常に困る。しかも公社の経営上これは適当だといふようなことを言つてはいるのだが、それではその公社

の経営上どういふ理由でやるのかという点に対して、われわれが納得できるように答弁をせずに——こういうことに対してわれわれは議事進行はできない。だからもう一つ、公社の経営上これは適当だと言われているのですから、どういふ理由でこれは適当と認めるか、その根拠を明確にしたい。

○説明員(行廣清美君) その点につきましては先ほどから御説明申し上げておる点でございます。私どももいたしましては、特に希望のありました方に対しては、私どもとして十年以上という方を主たる対象に考えているわけでございますが、そのようないわば長い間公社の事業に協力して、またその推進をはかつていただきました方に対しては、特別な退職手当を差し上げることとは、経営上やむを得ないことであるといふふうに考えてやつておるわけでございます。

○鈴木強君 十年以上に主体を置いてやるといふのが、あなたが公募している——公募と称して揭示をしているのを見ると、五年以上十年未満という方も含まれておつて首尾一貫しておらぬです。だからほかに何か私はねらいがあるんじゃないかといふことを感ずるんです。そういう点が端的に言えないのですか。答弁ができないのですか。

○説明員(行廣清美君) 今御指摘の五年以上十年未満というものは、これは例外的に特に必要と認めるといふふうに考えておるわけでございます。でその意味におきまして、主体は十年以上の方ということで申し上げておるわけでございます。

なお端的に言えないかというお話でございますが、私どももいたしましては、今考えている——御説明申し上げる点は、以上申し上げた点に尽きるわけでございます。

○鈴木強君 きわめて自信のない御答弁であつて、われわれとしては納得できません。

それでは公社で国会の承認を得ている予算の中で、何名の方が一応予定せられておつたか、そして国家公務員等退職手当暫定措置法を適用する人は、どの程度にお考えになつておつたのですか。予算的な問題です。

○説明員(行廣清美君) 私どももいたしましては、全然幾らというふうな数字は予定しておりません。と言いますのは、私どもとしましては、今回の特別措置の適用というものは、計画的に何名くらいというふうなことでやつておるわけではございませんので、ただ対象になりますような方であつて、希望があつた場合においては、このような措置を適用いたしますよといふことを周知しているだけでございますから、あらかじめ何名というのを予定しているわけではございません。

○鈴木強君 それでは全員が希望したら全員に措置しますか。

○説明員(行廣清美君) 私どももいたしましては、事業の運営という点から考えまして、支障のない範囲で考えていくといふふうにしております。

○鈴木強君 それらのことがあなたが告示している中ではさっぱり書いてない。極端に言えば、十年以上の者でも五年以上十年未満の者でも、希望があれば全部退職の対象になる、こういうふうにとれるじゃないですか。そんな

雲をつかむようなことをやるところにやはり問題の基点がある、一つ残つては、私はさらに質問を続けますが、しかばその退職制度というものは公社ではどう考えているのですか。

○説明員(行廣清美君) 今ちよつと御質問の趣旨がよくわからんのですが、退職制度についてどう考えているかといふことですか。もう少し具体的にお願いします。

○鈴木強君 現在は退職制度というのはつきりないでしよう。いわば公社が従来の退職手当暫定措置法とか、そういうものに準拠しておやりになつておるので、定年制の問題にもからんでくるのですが、そういう基本的な公社職員の退職制度というものはまだきまつてないと思ひますが、そういう十八万職員の今後の退職制度について、やはりどうするかといふことは、これは公社が絶えず考えられておることだと私は思ふのですが、そういう点に対してどうかといふことを聞いておるんです。

○説明員(横田信夫君) 私もお話の趣旨がはつきり全部のみ込めておりませんので、あるいは私のお答が的をはずれるかも知れませんが、御承知のようにならぬか公務員等退職手当暫定措置法でたゞいまやつておるわけでございますが、お話のように定年退職制度を確立したらどうかというふうな問題については、今後に残された問題でありまして、まだわれわれとしても成案に至つていないわけでありまして、退職手当の適用につきましては、この国家公務員等退職手当暫定措置法で、たゞいまわれわれとしては運営をいたしてい

る、こういうような状況でございます。

○鈴木強君 まあ副総裁の構想の中に、現在はこの暫定措置法に基いてやつておるのだが、根本的な公社の退職制度については当然考えておられるように私は受け取れたのでございまして、それでございませうか。

○説明員(横田信夫君) 私のお答が幾分、的をはずれておつたかも知れませんが、今お尋ねの定年退職制度をどうするかというふうな点については、われわれとしてもまだ結論に達していない、こういうことを申し上げたのでございませう。

○鈴木強君 ですから、結論には達しておらないのだが、そういう構想をお持ちだといふことは明らかですね。

○説明員(横田信夫君) そういう結論に達していないといふことは、必ずしも構想を持つておるということには私は該当しないと思つております。

○鈴木強君 そうであれば、非常にこれは重要な問題であつて、今日国家公務員等の暫定措置法が少くともこれは適用されておる。われわれが公社に移行したときに、賃金その他諸般の労働条件については、公共企業体のあり方として、これは労働関係法で定めるのもあるでしょうし、いずれにしても公社の経営者が公共企業体に即応する制度を打ち立てることが、これは必要であつて、先般国家公務員の共済組合法、あるいは退職恩給法、こういうものが適用され、適用されておつたものが、一つの方向として、公社の機能に即応するように新しい共済組合法も制定されて、今日はこの恩給法の適用を受けておらない。そういう方向にきておるわ

けですよ。ですから今日暫定措置法を適用されているというのは本旨ではな

いはずである。これは立法当初の精神からいっても、こういふことはできるだけ公社の自主性によつて、与えられた範圍内においてきめるといふのが公社法の精神で、あなた方は七年間立つている。この問題についてまだ構想を持つてゐるか、持つてゐないかわからないといふようなことを言つて、それで経営者の責任が全うできますか。もつとこれは早く確立すべきじゃないですか。あなたの客弁だと結論を得ていないといふことで、そんなことはまだどうなるかわからんといふやうな、そういう無責任な考え方では私はいけないと思うので、この思想といふものをあなたはどういふふうに理解されているのですか。

○説明員（横田信夫君）　その意味は、先ほど申し上げましたように、私の答弁があるいは幾分、的をはずれておつたかも知れませんが申し上げましたのが、今のお話でもつてはつきりいたしたわけでありますが、私先ほど申し上げましたのは、定年退職制度というものをとるかとなぬかということについて、結論に達していないと申し上げましたところ、それではそういう構想を持っておるかとおっしゃいましたので、その問題についての構想を今持つているというわけではないのだということとを今申し上げたので、全般的の問題として、われわれがこの退職制度についても自主的なものにだんだんとなつていく、国家公務員とは別なものになつていくというのは、そういう方向であらうと思う。われわれの方もそういう

り問題については研究しているわけ
でございます。

○鈴木強君 この点は總裁の御意思は私たちに全くその通りだと思ふのです。ですからできるだけ早くそういう制度を確立していくことが、あなた方に与えられた任務だと思ふますから、十分御検討いただいてできるだけ早急に決定していただきたいと思ふのであります。それでこれは労使の間でいずれ話し合ひしなければならぬ問題だと思ふわけでありますが、そういう定年制を含む退職手当制度の問題については、今日わが電電関係だけではない、あらゆる企業で非常に熾烈な要求になつておるわけであります。そこでそれと関連をして、私は今度のこういう措置をおとりになるときに、全電通という労働組合が今日あることは、これはもう天下国家関切の事案である、そ

ういふ労働組合に何ら話もせず、公社が経営上の責任だといふことで一方社員におやりの責任ということ、私には非常にまずい措置だと思ふのですよ。なぜ皆さんは労使の間でこういう問題についてよく話し合いをして、そうしてやるという慎重な措置がもとりにされないのですか。私はこれはあえて副総裁に申し上げておきますが、過般労働問題のあり方について、どうも正副総裁がおかわりになつてその後の労務政策を見ておると、あなた方がほんとうに公社の代表者としての取組み方について、やつぱり足りない点があるのじゃないか、職員局長なりあるいは労務課長なり、それぞれあなたの部下はおるでしょう、しかしそういう方々とほんとうに心を一にして、労働組台といふこの労務対策を十分お考えに

なつて、あらゆる問題についてやること
とが私は公社の生成発展に寄与すること

とだ、深く信じておるわけです。そういうことは過般あなたにも申し上げておったのですが、しかしこれらの問題を個々に考えてみる場合に、どうも労働組合というものがあっても、そういうところに相談もせず一方向的にこういう公示を出すというようなことについて、非常に私は浅薄ではないかと申すのです。なぜ皆さんは、こういう退職制度の問題とからんで非常に大きな問題でもあるし、希望者とはいっても、の、今日合理化が進行する過程でいろいろ要員問題については問題がございいます。その点は私たちもわかりますが、しからばそういう問題を総体的に考えてどういう措置をとった方が一番いいのか。これは経営者の考え方でなしに、やはりそこに働く労働者の考

方というものをそこに取り入れてやる
ことが私は一番正しい経営者のやり方
だと思ふのですが、この問題について
も、聞くところによると全然組合に相
談をせずに、管理運営とか何とかい
うに名をかりて一方的に公示をされ
るというところについては、非常に私
は問題があると思ふのです。どうして皆
さんは話をせぬのですか。

○説明員（横田信夫君） ただいまい
ろいろお叱りを受けましたが、私も労
働組合運動の正常なる発展と労働組合
の重要性、ことにわれわれのような事
業のところにおける重要性は十分認識
いたしておるつもりであります。ただ、
ただいまお話のこの問題については、
退職手当暫定措置法の適用の問題で
ありますので、この適用をこういふよ
うにするということをわれわれとして

周知いたしたわけでありまして、ただいまの一般的な問題としての鈴木先生

のお話の、今後についてなお一そう勞務対策というものについて十分なる勉強をしていくようにという御趣旨はよくわかるわけですが、本件については以上のような趣旨でありますので御了承願いたいと思います。

○鈴木強君　ですから、皆さんのお考え方の中には暫定措置法というものを強くお考えになつて、そうしてその適用については公社がやれるのだと、こういう考え方のようにありますが、そこが問題なんです。先般來質疑の中で明確になつておりますように、退職制度そのものの関連性の中で、少くとも十割増しを出して希望者があつても、その人たちに退職していただくという措置をとる場合には、非常にこれはまだ二、三、五年の暫定措置法でなく

振りかざして、だからこれは経営だ、公社の一方的にやれることだといふ、そういう判断をされることは、非常に私は軽率だと思ふのです。私もかつて当事者としてやったこともございますが、約六年間、内容的には職員局長は違ふ、ことは新しいものだとおつしやいますけれども、これを同じようなやはりケースのものがあつて、やられておつたのです。今日全電通の労働組合が、ほんとに本人が希望する者に對して、これを組合の統一ある行動によつてやめたいという人たちをやめさせないとか、そういうことは毛頭言つていないはずなんです。憲法に保障された個人の自由ということとは、これは何人もこれをゆるがすことができない。従つてほんとうに本人がおやめになるといふ思想であるならば、これに

対して組合がちやちやを入れるという
ことは、過去においてもなかつたし、

今日においても無い。むしろ過去において高齢者の退職後進等をやる場合において、皆さんがあれわれと話をしておいて、そうしてスムーズにやろうという思想に立つておいでになつても、その過程において皆さんのこの交渉段階の思想というものが十分下に届かないところについて、個々にたたく戦術によつてお前やめたらどうだということとで、局長室に引つ張り込まれていろいろ説得されておやめになつてゐる。そういう人たちがあとになつてから、こういう経過だということをお私たち聞きまして、やはり口には希望してやめるのだということをおつしやつておるのだから、実際には個々の具体的なやり方については、やはりやめていった方がいいたろ、やめた方がいいたろとい

うことを言つてやめさせる事実がこれはある。もしその必要があるならば、その証人を私はここに呼んできてもいいのだが、それをする必要もないでしょう。ですから、そういつた過去の六年間、七年間の歴史的な経過の上に立つてものをお考えになつて、ことしはそうしやないのだといつて、そうしてこれを一方的におやりになるといふようなことは、これは私は非常に公社の経営権の侵害だと思ふのです。なぜ皆さんはもう少しこの問題について労使間において話をして、ほんとうに希望者がある場合には組合の意向として、そうして円満に公社の経営に寄与するような方法がとれるのに、とれるものをなぜとらないのですか。そういふところのさつきから私が申し上げているような労務政策に対する基本的

な問題について、労働組合というものをどう考えているのか。私はあえて労働組合の肩を持つて発言しておるのではない。組合の行き過ぎがある場合には、これはやはり国会としてその行き過ぎを是正して参ることは当然の任務でありますから、私はそれだけの決意は持つておるし、また今日までやつておるはずなんです。それをあなた方がその経営権だということに名をかりて、そのことだけを振りかざして、第五條を振りかざして、そうして一方的にやられる措置というものは、これは重大問題だと思ふ。もう少し組合とどうしてこれを話し合ひせずにはやつたのか。

○説明員(行廣清義君) 私どもの方におきまして、先ほど副総裁から申し上げましたように、総裁、副総裁の趣旨を体しまして、労働組合の活動につきましては、これが正常に発展することを期待しておるわけでございまして、その面からいまして、私どももいたしまして、労働組合と団体交渉をやるべきものにつきましては、もちろん当然でございまして、十分交渉をしております。今回の問題につきましても、これは団体交渉の対象にすべきであるというように考えた場合でございませう。もちろん十分組合の方と交渉をやつたのでございませうけれども、私どもが今回の問題につきまして考えましたことは、まず第一には先ほど副総裁が申し上げましたように、今回の措置が、国家公務員退職手当暫定措置法に規定されているものを適用する、というふうな建前に立つておられますのでございませうから、すでに定まつて一つの制度的なものを適用するということでございますので、まあ組合

の方と団体交渉をする必要はないのじゃないかというふうに考えたわけでございます。それからもう一つの点といたしましては、今回の措置法は個々の問題ではなくて、特に勤続年数の短かい人は除外してございませうが、その他の方につきましては、一般的に希望があつた場合においては特別措置法を適用いたしますということ、均等に希望を申し出ていただく機会を与えておるわけでございます。それからもう一つの点といたしましては、先ほどちよつとお話のございまして、先ほど、勧奨というふうなことは全然考えておらないのでございまして、退職の勧告とかあるいは懲罰というふうなことは全然考えておりませんし、また現場の方におきましても、その趣旨は十分に体しまして行き過ぎのないように、特に注意をしておるような次第でございませう。

○鈴木強君 ですから、あなたは第五條の適用について、業務の運営上必要だということに対する私の明確な質問に対して、明確な答弁が得られておらない、だからそこに問題があると思ふのです。特に皆さんのねらいは、今日電電公社の合理化が進行しておる、要員対策については苦勞されておる、これについては私ども皆さんの苦勞はよくわかります。公共企業体になつて七年間、他の産業と違つて非常に合理化が急ピッチで進んでおる中で、要員対策についても苦勞されておることはよくわかります。そういう一環として出されてきていることはあまりにも明白なんです。今皆さんは女子職員の場合でも、場合によると最近はお男の人を

電話交換手に雇つたり、あるいは過員調整等もあるわけですし、暫定的に過員を認めておつても将来はこれを地ならししていくという思想がある、そのためにこの際希望者をつつて、そのうち第五條というものをうまく利用して、そうして定員に持つていくという思想があることは明らかだ、そういうことがあるでしょう。それがあなた方の本心だ。そういうことから何とかして希望者をつつてやめてもらおう、というのがこの裏なんです。この根拠を流れておるのはそういう思想です。これはあまりにも明白です。そうであるならば、やはり重大な、退職制度とも関連がある、これこそ労働組合と話し合ひをしていくということが私は正しい方法だと思ふのです。それを組合にいわば反対するだろう、いやなんだかんだと、そういう考え方があつたら、皆さんは一方的に第五條というものを勝手に解釈して、そして団体交渉というものを否認をしていくという思想があると思ふのです。これは郵政大臣、あなたは電気通信の監督をしていく責任者である、どうですか、こういう重大な退職制度にからみ、少くとも公社の経営上要員対策にも重大な関係があるこの措置に対して、労働組合と団交もせずに、話し合ひもせず

に、一方的にこういうものを掲示して、ことさらにトラブルを起しているという、こういうやり方についてはあなたどう思いますか。私は、少くともこういう問題については慎重を期して、そしてやるということが正しいことであるし、われわれが副総裁に労働対策についてお伺いすれば、管理運営だといつてもやはりこれは十分組合と話し

合ひをしていくことが必要であるし、団交が悪いならば懇談会でもよろしい、そういう形式でもよろしいから、よく労働組合と話し合ひをしてやつていくのだということを副総裁以来いわれておることなんです。そういうことを言つておきながら、こういう重大な問題に対して、団交の範囲ではございません、そして第五條については明確な公社の考え方が報告されずに、はつきりせずに、こういう一方的な公示をしてやるということは、私はやはり行き過ぎだと思ふのです。こういうことをやるからことさらにトラブルが起きてくるので、今までの全電通労働組合の性格をもう少し考えてもらいたう。私も当時委員長として、日本共産党と対決して、とにかく民主的な組合を作つて、公社企業の再建を労働組合がみずから運動方針に入れて、この七年間ずっと苦しかつたけれどもやつてきた、そういう労働組合に対して、積極的に協力しようという態勢にある組合に対して、何ですか今度の措置は、だまし討ちみたいない一方的に掲示して、それによつて起る波紋をむしろ労働組合がどうしたらいいかといつて心配している状態なんです。そういう不手ぎわが許せませうか。大臣に質問をしたい。

○国務大臣(寺尾豊君) このことは、実は私はただいま職員局長並びに副総裁と鈴木委員との質疑応答に際して、この内容を知つたわけです。総裁がお答えをされているところのものと、鈴木委員の御質問にいらる様子と申しますか、そういうものには私は考え方の異なるもの、若干の食い違いがあるのじゃないか、そういうような感じが

いたします。いずれにいたしましてもきつめて慎重を要する問題で、慎重に検討して処置する問題だ、こういうことは御意見の通りであります。当局としては悪意をもつてそういうことをやつたのではないというふうに私は考えられるわけでありませう。いずれにしても、私がこのことについての詳細な内容等は承知いたしておりますが、今後はそういう問題についてはお示しのように十分慎重に検討をしてやつていきたい、こういうことは申し上げていいことだと思ひます。

○鈴木強君 私は大臣にこういう問題について御見解を伺うなんてことは不具識だと思つておるのです、実を言つて、少くとも労働問題について、公労法なり公社法に基いて労働問題でやることですから、大臣が一々こういう問題について目を光らしているということは、これは法の建前からいつてもおかしくないことですから、私はあえて大臣に質問しようと思ひませうけれども、大へん失礼なことだと思ふのです。だがしかし現実にはあなたが大臣として、電気通信事業の合理化ということを推進されているわけだ。これは国会の承認を得てやつておるわけですから、そういう過程において、労働問題における円満な解決ということが何回も言われている。ところが実際にやつてくる具体的な現象を見ると、言つてくることと違ひ、思想的に、こういう問題について大臣がどう考えるかということ、そうむずかしく、相談してみなければわからないというふうなことはではないのです。やはり公労法合理化の一環としてやはり労働問題の話し合ひを――懇談会を持とうということをして

言っている。そうして何でも相談して
いこうじゃないか。合理化によつては
首切りもしないし、労働条件もよくな
る。このことによつて新陳代謝ができ
る。そうするとサービスの問題にも関
連してくるわけでありまして、それは
公社が言うように、第五条にあるか
ら、それをやつたまでだから、組合に
相談しないでもないという考え方は行
き過ぎです。これは公社の経営者とし
て価値がない、私はそう思う。な
ぜもつとこういう問題について話し
合いができないか。これは退職制
度の問題と十分関連がある。五年間
勤めて十割増しやる、これはおかし
いでしょ。第五条の精神はそんなも
のではないです。やはり公社の業務が
縮小されてどうしてもやめてもらわな
ければならない、そういう人たちにや
めてもらうのだから、特に十割増しや
るといふことであつて、五年勤めたか
らその人に対して十割増しやるから、
希望者があつたらやるということは、
これは第五条の精神を逸脱するものだ
と思う。五年なんてものは今ごろど
へ行つたつて五年ぐらゐ勤めている。
公社なるがゆえに、特別に第五条を解
釈して、大事な国の金を使うのはもつ
てのほかです。いろいろな問題が派生
している。そういう問題について、何
ら組合に相談せずにやるなんてことは
重大問題です。もう少しこの問題につ
いては一つ関心を持つてもらいたいとい
うことをあなたには希望しておきま
す。それで今、退職制度の問題につい
ても、公社はお考えになつていろいろ
であります。今、今日の結論は出
ておらない。だからいつもこういう問
題が出て、そういう派生的に関連をし

て論議になつてくる。ですから公社の
経営者の皆さん方にわれわれが期待す
るのは、公社の経営が任されているの
です。ですから皆さんが、ほんとうに
任された経営権の中で円満に事業を運
行していくことが唯一の公共企業の業
務です。それがなくなつてくれば、官
業経営で郵政大臣からも言われる、ど
こからも言われる。それをそのままや
るといふことなら、公共企業体の意味
も何もない。公共企業体というのはそ
ういふものではないでしよ。だから
退職制度についてももつと本格的に早
急に確立して、国家公務員等退職手当
暫定措置法なんてものをからはずして、
公社独自の退職手当を作れというこ
とが、これは世論なんです。それをも
ろくにしないで、それと重大な関連のある
問題について何ら一べんの相談もせず
に、局舎の中にこういう公示をするな
んてことはまことに行き過ぎです。こ
の点について副総裁。人間はあやまち
もあるし、気がつかないこともあ
ると思うのです。だから思想的に私は
こういう問題について、副総裁には公
社の交渉代表者の責任があるし、一番
トップにいる経営者ですから、今度の
措置等について私は自己反省をして、
自己に誤りがあるならばこれを直す
にやぶさかでないという態度こそ真の
私は経営者の姿だと思ひます。いろ
ろこういう問題が国会まで出てきて、
そうして貴重な時間を使つて論議をす
るなんというところは、そういうばかげ
たことは私たちがやりたくない。経営
者におまかせした中で円満にやつても
らいたい、それが私たちの念願です。
公共企業法を制定したときの精神で
す。どうですか。

○説明員(横田信夫君) 今回の措置の
趣旨については、先般衆議院審議上
げたところでありまして、先ほど鈴木
先生からお話がありましたが、本件の
問題でなくして、従来、高齢退職、そ
のほかについて希望者を募るといふ
のが、そうでなくして相当ひどい干渉
もした、あるいは強制にわたるような
行為をした例があるじゃないかという
ようなお話がありました。今回の問
題につきましては、全然そういうこと
は私たちがもちろん考えておりません
し、そういうことが行われぬことに
ついて確信を持っております。もしそ
ういふことが行われるようなことがあ
れば、その問題についてすぐ反省をす
るといふようにいたしたいと思ひます
が、そういうことは全然行われぬとい
ふ私たちが確信を持っております。
○委員長(手島榮君) ちよつと速記を
とめて。
〔速記中止〕
○委員長(手島榮君) 速記をつけて。
○鈴木強君 今の副総裁の御発言の中
で、断じて過去のようなことはしない
とおっしゃるわけですが、しかし、そ
れによつて本質的な問題が解決するわ
けじゃないでしよ。私は今回の措置
に対して非常に公社が一方的にやられ
たことについては遺憾であるし、もう
少しこの問題について振り出しに戻つ
て話し合ひをする必要があろう、こ
ういふ意見を常に持つてゐるわけ
です。そこで、今私はあなたに答弁を求め
てもこれ以上の答弁はできないと思ひ
で、幸い大臣、政務次官もおられる
し、非常に重大な問題でありますか
ら、もう少しこの点は御相談をなさつ

て、そうして今後の適当な機会でもい
いでから、そういう意思統一したお
考えをお聞かせ願つて、議事進行をし
た方がよろしいと思ひますから、私は
あえてここで答弁は副総裁から求め
ませんが、そういうことにして議事進
行をしていただきたいと思ひます。
そこでこの際私は一つ強く希望をし
ておきたいのは、あくまでもこういう
問題については話し合ひをしていく
そのことの方がむしろスムーズにい
くのだから、そんな五条なんというも
のを振りかざして、経営権などというよ
うなことでやられてはもつてのほかだ
と思ひます。一つ大いに反省をしてい
ただいて円満にやれるようにやつても
らいたい。
それで退職制度の問題については最
近特にいろいろな意見が出ておりま
す。しかし、日本の年令も約十年くら
いは延びております。これは高齢退職
者の場合が特にいわれると思ひます
が、退職制度がないとやめる人だつて
安心してやめられない。五十年、四十
年勤めてやめてみてもわずかの退職手
当でどうにもならぬ。私は二十八
年勤めて実際にもらった退職手当が九
万円でした。これじゃやうち一軒建た
ない、どうにもならぬでしよ。だから
退職制度といふものをきめる場合に
は、裏づけになる老後の安定といふも
のが、はつきり裏づけがなければ、五
十五才になつてやめて下さい、五十八
才になつてやめて下さいといふえな
い。そういう裏づけがあれば、五十五才
なればだれだつて余生を少しゆつくり
送りたいたいという気持ちを持つてお
るから、そういう裏づけをすることが
根本問題である。そういう制度を考え

る場合にそのことがはつきりせぬとい
ふかぬのです。今はそういうのがない
で、五十五になつたらやめる、五十七
になつたらやめると、そういうことが
不文律になつてゐるところに問題があ
る。これは文芸春秋の四月号を讀んで
下さい。そこで時間がないので読み上
げませんが、四十四ページ、四十五
ページに理研光學社長の市村さんが、
定年制への疑問という問題を非常に書
いてゐる。この人は、今私が言つたよ
うに、年令が相当延びてきているし、
五十五になつてやめるといふのは非常
に愚であつて、もう少し、社長、長ら
くお世話になりましたと言つてやめら
れる人たちが後顧の憂いがないよう
に、そういう配慮をしてこそこの退職
制度の意義があるし、そういう措置を
することが今日日本の経営全般に対
して大事なことである、こういう所論を
お述べになつてゐる。これはまことに
私はこういふ経営者だと思ひわけ
です。こういう点を十分一つ、一応説
くならば僕のところを貸してやるか
ら、そうしてこういう恒久的な問題に
ついて、やはり一つ公社側からむしろ
積極的に提案をしてやるくらいな確信
の中で、今回発生している問題を措置
してやつていかないと、根本のことを
忘れておつてそして未梢的な問題はか
りやるからこういふ事態が起きてくる
と思ひます。そういういろいろな重大な関
連性があると思ひので、一つ強くこれ
らの問題について希望しておきたいと
思ひます。
それからアメリカ力局長、どうもお忙
しい中をありがとうございます。実
は先般来、米軍の基地内にある電話

局、これは電電公社の組織になつております。そして行政協定、労務基本協約に基いて、電電公社がそのサービスを駐留軍に提供しております。これは御承知でございますね。従つて、そういう過程の中で先般、陸間、横濱、横須賀等々の職場の中で非常に遺憾な問題が起きていたわけなんです。新聞にも出ておりましたからすでに御承知のことと思ひますが、全電通組合の組合員である関係上、春の闘争の一つの方法として組合員がリボンを付けたんであります。そのリボンはこういうリボンなんです。これがアメリカに對するデモンストレーションだといふふうに理解をしたらしいのです。そういうことから前たちはキャンプの中に入つてはいかぬと言つて、一方的に締め出しをくつた事件があるわけなんです。これは私は今から具体的な経過もお話あると思ひますが、非常に遺憾なことであつて、少くともその事の真意を理解せずにそういう軍司令官の命令が来たといふことは重大な問題であつて、見のがすことが絶対にできないと思ふのであります。あなたは日米合同委員会の政府代表でありまして、一つぜひこの経過をお聞かせ下さつて、適当な措置をとつていただくようにお願いしたいと思つてきたわけなんです。きのう外務大臣に予算委員会でお会いをしたので、この経過を説明いたしましたところ、それはちよつと行き過ぎだと思ふと、合同委員会を取り上げられれば対米交渉に移して、今後こういう問題のないようにしたいと、こういう御意見も私聞いています。きょうはできれば外務大臣も来ていただきたいと

思つたんですが、他の委員会との関係で、また今政府の代表でありますからとりあえず来ていただいた、こういう経過でありますので、以下私の質問の中で十分経過を御了承いただいた上で、またあなたの御意見を承わりたいと、こう思つてゐるわけです。

そこで公社当局にまずお尋ねをいたしますが、こういうリボンを付けることは公労法上はこれは許されているのですか、公労法上というのか、こういうものを付けることが、即爭議行為だといふようにあなた方はお考えになるのですか。

○説明員(行廣清美君) 今お話のリボンを付けること自体が爭議行為だ、といふふうには考えておりません。

○鈴木強君 しかばこの問題が発生をして以来、公社当局としてはどういう措置をおとりになりましたか。

○説明員(行廣清美君) 御指摘のような事態が陸間、横濱、府中、横須賀という四カ所にあります。特別電話局で起つたわけでございますが、まずその問題の起ります前に、米軍の方から東通信局の方に対して一応の話があつたのであります。その経過を簡単に申し上げますと、軍の方の側といたしまして、組合側が目的達成のためにあらしとかあるいはち巻、リボンといふようなものを付けることは黙認できない、といふふうなお話がございますが、しかしそれはち巻はしないのだけのことについては、一応組合の方へその後趣旨を伝えて警告はするけれども、これを積極的にとつてもらうといふふうなことはできないといふふうな態度をはつきりと申してあるわけでございます。

います。まあそのような経過から始まりまして、今度の問題が起つたわけでございますが、米軍の現地当局の方から公社側の管理者に對しまして、一つの警告が参つたのでございます。それはリボンをはずさない場合においては基地外に退去をさせる、こういう趣旨のものでございました。公社当局としては、組合の方へもその趣旨を伝えまして、同時に、無用なトラブルを避けるというふうな意味から申しまして、トラブルの起る前に基地外に退去するといふふうにしたらどうであらうか、というふうな勧告を一応したわけでありまして、それからなおその後におきまして、関東の地方本部と関東通信局の方で、いろいろとお話し合ひをいたしまして、この問題の円満な解決をはかるための措置を打ち合したのでございますが、その結果一応の話合ひができたのでございます。そのおもな点を申し上げますと、米軍の方でリボンを取りはずさなければ基地外に退去せよというふうな強制的に申しまして、就労せしめなかつたといふことにつきましては、適当な措置であるとは考えられないといふふうな感覚のもとに立ちまして、今後におきまして、このような米軍の態度といふものが変更されましように、公社の本社におきまして極東軍司令部と折衝をしてもらいたい、そのような趣旨の文書を関東通信局からは本社に對して上申をするといふことになつたわけでございます。このような状況でございますが、今後の問題といたしましては、私どもといたしまして、今後米軍におきまして、今起りましたような事態の起らないように

申し入れをしたいといふふうに考えております。

○鈴木強君 そのおとりになつた措置が非常に緩慢なようにも思ふわけでありまして、これは時間的な関係もあると思ひますが、その私は強く追及いたしません、しかしこの問題は非常に今組合の良識ある自主的な判断によつて、トラブルを避けるために、あえて組合の方は統一ある行動を組合員に指示をしておさまつております。しかしながらこの本質を解決せぬことには、再びこういう問題が出てくると私は思ふのです。これで、そういう今後に問題を残すだけに、関東通信局の方から一応地方本部との交渉の集約といふものが本社にも上つておると思ひますが、やはりこれは過去七年なり十年の長い間の駐留軍とのサービス提供の過程においても、幾多の問題が出て参つたわけでありまして、そのつど事態の解決はなされて今日に至つております。しかしこのリボンを付けてこれがアメリカに對するデモンストレーションだといふふうに判断したこと、これは米軍の認識の不足もはなはだしのであつて、そういうものに對して納得ができないのだ、できないのだ、あえて労働組合の方は自主的に判断をして、トラブルを避ける意味においてやられておるのであつて、この措置は非常に重要な措置だつたと思ひます。これに對して公社側がほんとうに本腰を入れて、この問題に對する解決を具体的に促進しない、今後問題が起ると思ひます。きょうは幸ひこの問題が起きた直接の職場におる鈴木さんにも参考人に来ていただいたわけでありまして、特に横浜の

ノース・ピアに十萬近い職員がおるわけですが、そこらにおいては出入のパスまで取り上げておるといふ事実がある。そういうたふらな経過についてもこの際私たちが明らかにしたいと思ふので、鈴木さん大へん恐縮ですが、その問題の起きた経過等一つ直接あなたから御説明いただきたいと思ひます。

○参考人(鈴木二郎君) 鈴木と申します。ただ、つい昨日までそういう紛争をやつておりました、本日はきなりこへ参りましたので、場合によりまして詳細な資料を携えてきておりませんから、概略こういうふうなものだといふふうに御了解願ひたいと思ひます。そういう形で御説明したいと思ひます。

このリボンを付けるということが上から指導されてきたわけなんです。しかし基地の中で私たちがリボンを受け取りましたのは、それよりも発送の都合上だいぶおくれまして十日前後になつたのであります。しかしこのリボンを付けるか付けないかといふことを準備する前に、軍の方で、どうもリボンといふものをつける場合には重大な決意をするといふことを、ちらほら私たちの従業員に漏らしておるといふふうな通知がございました。すぐ私たちの上級機関であります支部あるいは地方本部に連絡をとりまして、こういう状況であります。私たちもさつき鈴木先生のあつたやうに、基地の中でトラブルはできるだけ避けたいといふ考えを持つておりましたので、そうしましたところ、地方本部との交渉の結果、一時見合したということでございます。

○鈴木強君 座間の職場で、新聞にやりますと、そういう話し合いをした結果米軍も了承してつけましておった。ところが横須賀とかいろんな方面から発展をしてきて、最終的には軍司令官の命令だということできたそうでありますが、座間では当初はそういうことねをは認めておったわけですね。

○参考人(鈴木二郎君) 今回のリボンにつきましては、実は私たちの座間が発祥地だと考えております。座間でいたしまして、しばらくたつて府中に及びそれから横須賀に及んだと思っております。

○鈴木強君 それで公社側では現場の局長は、このリボンをつけるというところについては何ら問題ないという見解をとおり、米軍とも折衝したようでありますが、その現地からの報告はいつごろ受けたのですか、公社当局は。

○説明員(行廣清美君) 一応詳細な報告は、昨日だったかと思いますが、私はちよつと今この細かい点については、電話連絡等についてのその点々々ではわかりませんのでございますけれども、一応正式にいろいろと実情について話し合いをし、今後の問題について打ち合せをいたしましたのは昨日でございます。

○鈴木強君 三月十四日、土曜日の朝日の朝刊にこの記事が出たのですが、これを説きましたか。

○説明員(行廣清美君) 読んでおります。

○鈴木強君 読んだとすれば、事態が新聞に報道され、公社としてこれは大それた問題だという考え方から、何か御措置をとったと思うのですが、そういう措置は直ちにいたしましたか。

○説明員(行廣清美君) 一応情報程度の連絡がございまして、それにつきましてまた追つかけてまして、問題について一応の解決ができたというふうな情報を受け取ったものでございまして、それはその程度に一応いたしまして、昨日今後の問題等につきましましての打ち合せをやったというふうになっております。

○鈴木強君 今日、合同委員会の通信部会の委員長は岩田さんであります。外遊が何かやっております。御不在のようですが、松田監理官見えておりますが、監理官の方にはそういう連絡は公社はしなかったのですか、今日まで。

○政府委員(松田英一君) 私どもの方には公社からその話は全然参りません。

○鈴木強君 松田さんはこの新聞をお読みになったのですか。

○政府委員(松田英一君) 私はその新聞を読みました。ただそのことについて、今まで何と申しますか、労働関係の問題について幾たびか紛争といいますが、そういうものがあつたそうでございます。それ以外、それはすべて公社側と軍側との間で話がついておつて、それ以外のところへ持ち出された例がないというふうに、私どもの関係者などから聞きましたので、それでは言つておなければならぬ。いまだうといふふうにしておつたのであります。

○鈴木強君 そういう措置が非常に問題は問題だと思つて、少くとも新聞記載の内容と同じように、全部の職員がシャット・アウトされて、基地の職場から締め出しを食つて、こういう内容であるんです。従来公的のトラブルと違つてことが非常に重大で

す。少くとも米軍に対して公社は、一定の基準に基いてサービスを提供するという立場に立つて協力をしていくわけなんです。その職員に対してリボンを付けたというくらいで、その全部を締め出したというふうなことにしては、これはもう非常に重大な問題であつて、お読みになった監理官が電電公社との連絡をおとりにならなかつたし、また読んで、従来おさめておつたのだから適当にいくだろう、こういうふうな判断を持たれるところに、私は非常にこの問題に対する取組み方というものが欠けておつたと思つて、もつと私は積極的に、この問題がどうなつていくかというふうなことを聞きたさして措置をとる、というのはこれはまあ監理官として当然のことであつたと思つて、また公社も新聞を読んだがあまりくなく連絡も監理官しなかつたといふのは、これはやはり公社側にも無責任なところがあつたと思つて、だから問題は、こういう事態が起きたときに適切な措置をとつていくとか、自主的に賢明な判断をとつていくとか、リボンを取つたからそういう仕事ができるおのれですから、取らなかつたは依然として今日まで続いておることにしては、これはおかしい。しかしそのことについてはリボンを付けたとはいかないといふことは言つておらぬ。そういうリボンを付けたも最初これを認めておるのだから、だからそういう適切な措置のとる方に対する緩慢さというものが私は出てきておると思つて、国会でこの問題が取り上げられるというふうなことは、これは本来から言つたらちよつとどうかと思つたのだが、われわれは非常に心配のあまりに、きようは

こうして特に委員長にお願いして機会を作つてもらつた次第であります。もうちよつと経営者というものは、回転いすに坐つていては、個々の事態について積極的にその措置をとる、というふうな方法はとるべきだと思つておるのです。今後関東通信局とこつたのだから措置しよう、こつたおしやるのだが、どういふ措置をとるのですか。

○説明員(横田信夫君) ただいまの件につきましましては監理官の責任と申しますが、われわれの責任でありまして非常に相済みぬと思つております。連絡の監理官がおくれたことについての責任は一切私の方にあると思つております。ただこの問題につきましまして、従来ともこつた問題についての第一次折衝は関東通信局でいろいろやつておつたと思つて、その関東通信局でやつて、その交渉がうまくいかない場合、あるいは残された問題を本社にあげてもらつて本社でやるというふうにしたしておりますので、当時、これは関東通信局で向う側と、米軍といろいろ交渉をいたしておつたわけでありまして、ただいまお話をした組合の方の非常にもまあお話をした組合の方の一応この問題の解決を見たわけでありまして、この確認事項も、三つの項目を確認事項といたして、で、本社へこれをあげて、その本社はこれからこの問題について座間の司令部と話し合つていこう、こういうことになっておるわけでありまして、まあ先ほどからお話のあるように、米軍といたしましては米軍側で言ひには、出先ごとというふうな違つた理由もあるようでありまして、

定の違反の疑いがある、あるいは軍紀に反する、あるいは米軍に対する示威の疑いがある等々のようなことを言つておるわけでありまして、ただいまお話をした組合の方、この米軍に対する示威ではもちろんこれはないと思つて、それから軍紀に反する問題でもない、かと思つて、行政協定違反の疑いもこつた問題についてないと思つて、今後はこの問題について、もう少し米軍としても寛大な余裕のある運用ができるように、これから交渉いたしていきたいと思つております。

○鈴木強君 まあ副総裁は全面的にこの不統制を認めておられるので、その決意に立つて今後米軍と折衝されることもけつこつであります。おそれなく先ほど鈴木参考人のおつたやうな駐留軍、占領軍当時のいきさつからして、いろいろなあやまつた思想が米軍の中にあるのだと私は判断するのです。ですから従来と違つた態度に出てきたといふこともこれは事実であります。これはもう米軍司令官と話し合つた中で完全に解決できるかどうか、この点は私は非常に疑問に思つたのです。ですから松田監理官は委員長ではないのですが、こつた経過の上で、本問題は私はやはり日米合同委員会ぐらいに持ち出して、全通といひ、公社といひ駐留軍に対して積極的サービスを提供して今日まで七、八年間、十四年間、この偉大な協力をしてきた過程を覚えて、こつたこつた一方的な誤まつた解釈の中で次々に出してくるやり方というものを、これはもう不届き千万だと思つて、ですから一つこの問題は現

地交渉も重大でありますから、私はおやりになつていただくことはけつこつたです。しかしおそれなく解決できない場合もあると思つて、その場合は一つ積極的にこれは合同委員会に持ち出してやつていただきたいと思つて、松田監理官はどう考えますか。

○政府委員(松田英一君) この問題は実は合同委員会のことになります。私どもの方は分科会、実は私は委員長をやつておらないのでございまして、分科会の関係になつておりました。まず最初にこの問題は今お見えになつておられますアメリカ局長の方にきまして、それから検討すべき問題としておろされて参るような筋道のように聞いておりますので、まず合同委員会の日本側の代表であるアメリカ局長の御意見に従つて動きたいと思つております。

○鈴木強君 森アメリカ局長にお尋ねをいたしますが、経過はお聞きのとおりであります。私たちが非常に遺憾な問題だと思つて、おそれなく局長もさういふ御意見だと思つておられますが、これはその現地の司令官といふのはどうも軍の機関ですから、とかく殺気だちあるいはいろいろな問題を独断専行的にきめられるきらいがなきにしもあらずであつて、さういふことが今日まで幾たびか起きた紛争のほとんどの原因になつておるんです。ですからやはり基本的な業務を提供するという行政協定の趣旨に基いて提供しているこの業務者に対して、もつと理解のある態度というものを持つていただくことが、この問題の解決の要因だと思つて、従つてもちろん現地折衝をしていただくんであります。さういふ過程

の中で松田監理官のお話ですと、各分科会がそういう提案をすることはできないという建前になっているのでありますが、私はちよつとこの点まだ不勉強ですからわかりませんが、それはいろいろ問題をだれが申し込むことになつておるんでございましょうか。持ち込まれた場合に、局長としてそういう問題に対するこの具体的な討議をしていただくということは、どうでございましょうか、できますでしよ

か。
○政府委員(森治樹) この問題につきましては三月十四日でございますか、朝日新聞で私も見まして、実態がよくわからなかつたもんですから、私の方としては、取り上げ方としては労働委員会を取り上げるか、あるいは郵政委員会を取り上げるか、実はどちらで取り上げるべき問題か、私自身見当がつかなかつたもんですから、私の方の安全保障課長にさつそくその点を確めて、そして適当なルートを通じて問題が解決しないときは取り上げる準備をするように言つておいたわけでございます。

ところがこれは普通の調達庁を通じてM.L.C.の事務の方ではなくして、電電公社関係の方々ということでございまして、それではもし合同委員会にかくべき場合、すなわち現地の折衝がうまくいかない場合には、郵政委員会が適当だろつというのをまあ考へておつたわけでございますが、取り上げ方としたしましてはこれは双方でございます。まず合同委員会本会議にかけまして、そして下部の委員会を検討していただくやり方と、まず分科会で取り上げていただいて合同委員会

にあげるといふ方がございます。主として数個の委員会にまたがる案件、あるいは分科会、どの分科会が扱ふか判然としない問題、これらは主として合同委員会にかけましてそして分科会でこれを検討していただくというやり方、本件の場合いづれの方法をとりますか、これはわれわれの方で検討いたすことといたしまして、現地の折衝で満足のいかない場合におきましては、合同委員会として取り上げることとは当然のことでございます。米軍といたしましては終戦以来十四年間、特に日米関係の最も接点といたしまして、労働関係には十分留意をいたして

おるところであるし、この点の解決につきましては、機会あるごとに先方にも話しておりますけれども、たまたま、こつちの事態が発生いたしましたことは、まことに遺憾なこととございまして、いかなる方法で取り上げるかは別といたしまして、解決のつかない場合においては合同委員会を取り上げたいと存じます。

○鈴木強君 非常にアメリカ局長は事態を正確にとらえていたでいて、適切な措置をとつていただいておりますが、私この機会に感謝を申し上げますが、大臣、アメリカ局長の今のお話はお聞きの通りです。にもかかわらず、電電公社とかあるいはあなたの監理官なんか、たまたま出張はしておるかしらぬが……

○委員長(手島栄吉) 鈴木君、アメリカ局長はほかの会議に出られるというので、いいですか。

○鈴木強君 けつこりです。小委員長は出張されているようです。これは不在中は委員長代理という

のは置いてあるんですか、通信分科会。

○政府委員(松田英一) 私もその会合に出たことがございせんので、詳しい事情は知らないでございせんけれども、おそろく、その会合のつどい、委員長がいなければ、かわりに代理をするとかというのをきめていくのではないかと思つておりますので、別にいいからといって、かわりにだれというものを指名するようにはなつていないように私は考へております。従つて、何もやつておりません。

○鈴木強君 それは無責任だよ。じゃ、出張中はだれがやるのかわけがわからない。今の答弁でも、委員会として取り上げないようなことを言ふんだが、そうじゃない。委員会は取り上げてもいいと言つてゐるじゃないですか。不在中に起きたことは、だれが責任を負ふか。だれが処理するか。郵政大臣、外国へ出張する場合に、こういう問題に対する措置はどうなつていたんですか。無責任です。その間にできたことは、だれがやるんですか。松田監理官のような無責任な答弁をされちゃ困る。あなたは監理官で、少くとも二人しかいない監理官だから、そういう問題については、これは向うの問題だから私には知らぬという態度をとるものけしからぬことだし、それぞれ協議をして今までやつてきたのでしよ。あなたには特に長い監理官をしてもらったのだが、不在中の業務はだれがやるのですか。だれもやらぬのですか。

○政府委員(松田英一) もちろん、私は、そういう事柄の全体につきましては、岩田監理官の不在中、私、全

部責任をもつてやつております。ただし、合同委員会の分科会の委員長といふのは、その系列といたしまして、特別に任命をされてその系列で動いておるものでございまして、実質的な事柄につきまして、私が留守中当然いろいろなことを考へ、またやるということは考へておりました。現実的に、日米合同委員会の通信分科会の委員長に、私がその間にかわりになるということは、私どもの一存でも参りませんこととございまして、また、委員長としての仕事としてやることは、これはその分科会が開かれるというときにきまることとございまして、そういう問題を持ち出す必要があるかどうかといふふうなことにございまして、これは当然岩田さんにかかりまして、私も考へなかりなと思ひます。また、そういうことと事柄になれば、それで日本側として岩田監理官のかわりにだれをやらしていくかといふふうなことを当然きめて、向う側と折衝するということにせざるを得ないと思ひます。

○鈴木強君 だからその合同委員会といふのはいつ開かれるか、いつ突発的な問題が起きるかわからぬでしよ。だから出張する場合に、その職務の分担をどうするかといふことを明確にしておかないといふことは、これは怠慢です。その責任はだれがとるんですか。そんな無責任なことであつては私はいかぬと思ひます。それは合同委員会でおきめになることもしらぬが、現実には一月なり二月なり日本をあげて行くといふことになれば、当然委員長不在のときには代理を置くとか、そういう措置をとつて、いかなる

事態が発生しても臨機応変の措置をとることは当りまえのこととでしよ。そういう方法、やられていないんですか。そんな不明確な、いらないときはどうするといふような、そういうことじやだめですよ、無責任です。大臣、これはどうなるのですか。

○國務大臣(寺尾豊) これは何といふのでしよ、長期の出張に行つたのですから、そのあと、どういふようにするかといふことを検討しておるということは、これは御指摘の通りであります。その点においてはそれが十分でなかつたといふことは、私も認めざるを得ないのであります。早急にそういう点を検討し、あるいは合同委員会の意見も聞きまして、そういう際に、それにかわるべきものはだれがなるかといふようなことも相談をいたしまして、そして現地の折衝といふような結果において、合同委員会その他分科会等を開催しなければならぬといふようなことに備えて、十分連絡をの他をいたしておきます。

○鈴木強君 だいぶ時間が過ぎて申しわけないのですが、どうも大臣、これは重大なミスです。少くとも出張をする場合に、その責任の所在を明らかにしておくといふことは、これは当然なことだと思ひます。だから、積極性がないので、公社も公社だが、監理官も監理官で、本家本元の合同委員会の方で、あれだけ局長が新聞を見て、すぐ、これは大へんだといふことを、どういふところでやつたといふことを、調査をやつておる周到な配意といふものは、これはりつぱなものだ。直接監督をし、直接従業員をかかえておる公社なり郵政省といふものは、下

の方でなければどうもできないとか、判断がつかぬとかそういうことになしに、むしろ公社が直接飛んでいって、これはもう根本的な協約にもあるように、たしかちやんと協定したのが技師長でしたか、副総裁でしたか、そういうふうな判を押しておるのですからね。だからその責任者が解決しなければおさまらぬ問題を傍観しておるということは、職務怠慢じゃないですか。もつと適切な措置がとられなければいけない。幸いに組合の方があいう態度をとったからおさまっておるが、それでなかつたら大へんな問題ですよ。この問題を解決してやる努力が非常に欠けておつたと思ふんです。そういう点について大臣は遺憾の意を表明して、今後再びこういうようなことのないようにやつてもらわなければ私は困る。それですよ大臣。

○国務大臣(寺尾豊君) 今回の場合に、これはすべての問題で理論的にいへばまあ鈴木さんのおつしやる通りで、従つて、この点についてはまあ一つ今後もあることですから、そういう出張その他の際には、そのあととはどういふふうな処置されるべきものかというふうなことに万全を期すということ、これは当然のことです。それによりにいたしますから、それで御了承願います。

○鈴木強君 最後ですが、了承は僕ではできません。できませんが、死んだ子の年を数えたらこれは始まらぬことですから、これ以上追及いたしません。が、今後こういふ欠けた措置のないように、大臣はしっかり業務を監督指導していただきたい。

それからこの際、公社にしても、も

う少し積極的にかういふ問題について適切な措置をとることが問題解決になるわけであつて、非常にやり方については遺憾な点があつたと思ふんです。だから事が明らかになつた以上は、すみやかにこれを米軍折衝に移し、その交渉の結果、米軍が、現地の司令官が言うことを聞かなければ、直ちにこれを合同委員会に出して、この問題を解決していただくように、これは一つはつきりこの際、大臣から確答を得ておきたいと思ふ。やつてくれますか。

○国務大臣(寺尾豊君) すでに現地の折衝を公社においてもやつておりますから、その結果が得られなければ、ただいま局長の御答弁申し上げましたような処置をするという事は、お示しの通りだと思ひます。

○委員長(手島栄君) 一時半まで休憩
午後零時四十九分休憩
午後一時五十一分開会
○委員長(手島栄君) ただいまから再開いたします。

午前中に引き続き、電気通信並びに電波に関する調査を議題といたします。

今日の儀式の模様をまあ日本国民にお知らせをする、この報道の問題について私は所見を伺つて置きたいと思ふのであります。

私、今日の十五日の毎日新聞の「放送クラブ」という記事を拝見しますと、御成婚当日、テレビ・ラジオ報道関係は、あけて皇居内の儀式と、それから儀式を終えて皇居から東宮御所へ向われる約九キロの儀装馬車行列の中継をなされんとしておるようでありますが、今回の御成婚は、御承知の通り、日本の歴史の中で画期的な儀式でございまして、特に民間の正田美智子さんを迎えるというより、きわめて民主的な、かつて例を見ない婚儀でもありますので、国民がこれに重大関心を寄せるのは当然のことだと思ひます。

従つて、この放送陣が皇居内と皇居外と、今申し上げたようなところに重点を置いて、全勢力をあげてその報道の任務に當らうということも、まことに私は至当なことだと思ひます。ところが、この毎日新聞によりますと、この皇居内の箇所、少くともテレビ・カメラ、放送、ラジオです、こ

ういつたことが皇居内において許されたことは、これは開闢以来初めてである。いわゆる神域が公開された、こういうことからして、非常に画期的なことだと思ひますが、外部の報道については、相当に工夫をこらしてやるならば百パーセントの成果が上ると思ひますが、この新聞によりますと、皇居内は非常に賢所は暗い、とありまして、果してその儀式の様子が十分に国民に報道できるかどうか、こ

ういふ点を危惧されているようであります。私はこの際、最初に、NHK

の前田理事と民放連の光田さんにお尋ねをしたいのでありますが、こ

ういふ新聞等の報道もございしますが、それぞれの協会、さらに民放連として、どういふふうな御計画でおやりになるのか、その概括をこの際お聞きしたいと思ひます。

それから賢所に二台のテレビ・カメラが入ることが許されたということでありますが、この報道する場合に、今新聞が指摘しているような問題があるとするならば、これに対して、宮内庁長官にも後ほど意見を承わりたいのでありますが、何か工夫をこらす必要があるのじゃないかということをお聞きしたいと思ひます。ですから、まず、その計画の概要を一つ御両所から承わりたいと思ひます。

○参考人(前田義徳君) ただいまの鈴木先生の御質問にお答え申し上げます。全く鈴木先生と御同感であります。開闢以来の皇居の開放という点から、また御成婚以来、国民が全般的に今度の御成婚を待ち望んでいてという点から、公共放送としてのNHKといたしましては、ラジオ、テレビ、すべてのメディアを通じて完全な放送を行い、国民とともにこれをお祝い申し上げたいという考えでおります。このために、NHKといたしましては、大

体行列、それから賢所の御儀、その他東京を中心として大よそ三十台のテレビ・カメラを動員し、全国的にはさらに多角的な放送を行うために、テレビにつきましては大よそ四十台のカメラを動員して、これを完全に放送したいと、こ

う考えております。賢所の問題につきましては、一般に、私どもも実は賢所を拝見したことはないわけ

なんです。いろいろなお話を伺つて、いわゆる広義の賢所と狭義の賢所があるように拝見するので、少くとも放送の態勢は、広義の賢所に拠点を置いて、できるだけ完全に放送をいたしたいと、こ

う考えています。照明その他につきましては、目下NHKといたしましては、技術的にこれを検討を加えている段階でございまして、あらまし御返事申し上げます。以上のようなことになり

ます。○参考人(光田善孝君) お答えをいたします。大体テレビの放送につきましては、今NHKの前田さんがおつしやつた趣旨と同じことで、動員しますカメラあるいは中継の場所等ほとんど同じことだと思ひます。むしろ北から南まで、われわれのネットワークを動員して完全な放送をしたい。テレビ・カ

ーも、各ステーションから大よそ二十台の中継車を動員し、テレビ・カメラ約六十台、できれば飛行機などを飛ばしてやろうという計画もしているようでありまして、それから時間ですが、これは朝の六時半、正田さんが家をお出になつて皇居に向われる段階から、ずつと皇居の中へ参りまして、その各行事、儀式を、とれたらできる限りにおいて漏れなく放送する。さらに帰りの道中も、東宮御所へお歸りになるまで、完全にお写しをしたいと思つております。それから賢所の御儀につきましては、中が暗いということはずいぶん問題になつております。技術的にも何とかの一番大事な場面を写すことができないものかというところを、非常に頭をひねつて研究しておる最中でありまして、こ

なかむずかしいではないか。遠くの方から望遠レンズでそれをとらえると申しまして、中の暗さをどうするかということはなかなか困難であります。それにただ暗いだけでなしに、遮蔽物がありますと、これはどうにもならないことになりますので、その辺がむずかしい点かと思えます。

○鈴木強君 問題は賢所内の点にしばられると思うのでありますが、これはすでに二台のテレビ・カメラを持ち込んでいることは許可になっているという話であります。しかも、その内部が非常に暗くて、十二分に送像ができるかどうか非常に危惧されているようでありませんが、その内部を報道するために見せていただく、そういうことは当然のことだと思ふのです。せつかく賢所が初めて国民の前に写ってくるわけがありますから、せつかくおやりになるのがぼけておつたのではこれは意味ないと思ふので、せつかく入れることを許可したとするならば、万全の映像ができるように措置するのが当然だと思ふのです。こういう点で、私はまだ中を見たことはありませんが、宮内庁長官はそういう状況も、今問題になっている折でありますから、事前に、当然中に、報道者が報道するために、準備のために下検分をしなければならぬと思うのですが、そういう点について万全の配慮をしていただくことについてどうお考えでしよるか、していただけますか。

○説明員(宇佐美毅君) 今度の皇太子殿下の御慶事につきまして、御内定當時から各報道の方にいろいろ御報道いただいて、われわれとしてもほんとうに感謝にたえないところであります。

す。今度いよいよ御結婚式におきまして、単に国内の報道関係者のみならず、国外の報道者からもいろいろ注文が参つております。いわゆる新聞、テレビ、ラジオのはかに、雑誌等からもいろいろ注文も出るわけであります。まあ私どもは、ただいま皆様お述べになりました通りに、こういった国家的なお

祝いのことを、よく報道を通じて国民に見聞きしてもらふということとは、大事なことであり、また国外における現在のいろいろな報道を見ますと、実に荒唐無稽なことが多いので、十分われわれとしても資料を回しまして、真実を伝えてもらふということが必要であるということを考えておるわけで、この今回の問題についての報道について、われわれも軽々に決して考えてはいないところでございます。十分この問題については宮内庁の記者クラブを通じて要望を出していただいておる。実に至れり尽せり、これ以上考へられぬというほどたくさん出ておるわけであります。私どもは、慎重にこれを調査いたしまして、われわれの考えをクラブを通してお話しかわけであります。私どもとしましては、朝、妃殿下になられる方が朝早く家を出になつて東宮仮御所にお入りになるまで、大体それを追つて報道できるように考えようという趣旨です。あ選定したつもりであります。しかし、まあいろいろ制約がありまして、申し出のものを全部入れたということ

ではございません、ただ、今お述べにな
りました通りに、賢所大前様の儀が一系
中心になりました、私どもが御返事し
た後においても熱心な御要望が出てお
ります。賢所につきましては、まあ自

室で一番大事な神聖なところとして従前扱つておりまして、賢所のお写真も一、二枚程度過去においてとつて外に出たというだけでございまして、この扱いは伝統的に非常にむずかしい扱いでございます。ことに、賢所のお建物というのは非常に狭いんでありまして、私どももあそこに上りますには遠

書いたしまして、限られた人でなければ止れませんので、まあ図面で申すわけでありませうけれども、おそらく、この部屋と似たような程度のものでございませう。それが内陣と外陣に分れております。今回の御結婚の際は、しかも、ずつと壁、障子で限られておりまして、入口が正面にあるだけで、そこで進まれるときには奥からすのこと申します手すりのようなところを通って正面から入られるという形になっておるわけであります。そこに入ります者は、それを奉仕いたします掌典が五、六名、それから内掌典、それから兩殿下と随従者ということで一ぱいでございまして、兩殿下が外陣に下られると、お供の者は外にないければならぬということ、お供の者以外にないということ、というふうな狭いところであります。

先ほど申したように賢所の御構内といふのは、非常にそっくりような大きな扱いをいたしておりましたけれども、今回はそういうことでございませうので、今までの前例を破りまして、カメラと写真、それから最近さらにマイクを置いてほしいという希望がございまして、マイクにしてもみな大抵い

いんではないかと私は考えております。ただ、賢所の内部と申しますのは、ほんとりに賢所の中心部でありまして、ここに人を入れるとか機械をいづらえる、あるいは特にこれを写真に

とるというようなことはどうしてもできない。従ってそこのお進みになるところ、あるいはその前後の動きというものとはれますし、また回廊に参列する人の状況もとれるようにテレビの機械を入れる。それから写真もとりますで、これを多くの席がございませんの、代表的にとりましたものを外に出

す。あるいは正面があいておりますが、これは賢所の前に御神楽舎というものがございまして、よく見えませんが、ある程度のその場の空気もわかる。そのようなことで、差しつかえない範囲において報道に当てもらいますが、内部に踏み込むことだけは絶対に私どもとしてはできないという考え方で進んでおるわけでございます。

○鈴木強君 具体的に皇居内の地図でもあつて御説明いただければよくわかるのですが、お話だけではびんときませんから、多少私無理なようなことを申し上げることになるかもしれません、しかし、この賢所に絶対に入れないというふういりうお話なんですが、これはその天皇陛下があれですか、このの使用許可権というのか、いいとか悪いとかかというところをおきめになるのですか、それともあなたがきめるのですか。

○説明員（宇佐美教君） こういう論議のときに、陛下のおぼしめしだといつて私が申し上げることは差し控えたいと思います。一切私の責任で申し上げ

ます。
○鈴木強君　そりであるならば、あなた
の胸三寸にあるわけでありまして、
旧来、どうも皇室というものに對し
て、もちろん、われわれは、新憲法

下、天皇が国民の象徴としてあらせられるということはよく理解しております。しかし、どうもことさらに、新憲法から見てもどうかと思われるような配慮まで、多少宮内庁がされているのではないかというようなことも、われわれは過去の具体的な問題から指摘できると思ふのです。たとえば、地方

昔と同じような仕組みをしておられる。私は、天皇誕生の日にお招きを受けてあそこに行つたんですが、まあわかれわれすわつておりますと、前からこれら、だれかきて、陛下がここを通られるから、来たときは起立してやつてくれ、こういうふうな語でした。これもけつこうですが、私は、もつと天皇とわれわれが親しむという意味において、せつかくおいでになつたのだから、そこでわれわれもお祝いの言葉くらひはみなで言つてもいいでしょうし、天皇陛下も、やあ、どうもというふうなこくくらいかけて下されば、その方が、人間天皇としての親しみをわれわれ持つと思ふんです。あらゆる機会にそりいうような方向におやりになることが、私は宮内庁の任務だと思ふのです。ところが、どうも昔のような形に何かしらいくような危惧をするわけでありまして、もう少し民主化と申しますか、親しめる天皇というよりな雰囲気を作つていただけるように御配慮にたきたいと、僕は常々思つています。そういう意味において、

万世一系の天皇がこれという時代から、この新しい天皇に変わったんですから、従つて、皇居の開放等も盛んに言われていたところでもありますし、甲に、日を限つて皇居の中にも一般国民

が入れるようになってゐる。昔からこれは賢所というのは絶対汚すべからざるものであつて、何人といえどもこれは人つちやいかぬというやうなことでないでしようけれども、そういう考へ方には私は受け取つたわけですが、せつかく、勇断をもつてこの際、新しい行き方を打ち立てようというこ

ね。その国民が期待する希望をになうという方法は、やはりその中へ私はテレビくらい入れて、国民がそれを見る、見せていただく、こういうことの方が意義があると思ふんです。ですから、長官の胸三寸でできることは一つおやりになつて、暗かつたら照明を施してやるやうな配慮はできませんものでしょうか。

○説明員(宇佐美毅君) 重ねてのお尋ねでございますし、また、その中を拝見したいという気持ちも、われわれもよくわかるのであります。実は今回その賢所で行われます儀式に参列される方は、国会議員の方も全部おいでを、御案内を差し上げてあるわけでありま

す。ただ、そのときも、事務の方にもお話ししたのですが、おいでになつてもほとんど——ただいま申し上げたやうに、中のことは全然見えません。それを御承知でということをお願いしてあるわけ、非常に見にくくなつております。

それで、ただ私の胸三寸と仰せになりますけれども、まああれを神社にたとえれば、神社の本殿であります。これはおそろく、各神社の神主に聞いてはとうてい理解できないと同じやうな気持ちであります。そういうことでござ

いますので、その御質問の御趣旨はよくわかりますけれども、われわれとしては、どうもそういうところまでは進みかねるというふうに考えております。

所のある程度はカメラにおさめるわけですから、もう一歩前進めいただいで、決して神聖なところを汚すというやうな、そういうことでは私はないと思ふのです。神社における社殿がいかに大切であるか、御本體をお祭りしておるところがいかに神聖なものであるか、これは国民も心得ております。ですからそういう、その神聖であるかといふことは、そういうことは論議の外であつて、これはまことに神聖欠くべからざるものであつて、これはひとしくわれわれも認めておるところです。にもかかわらず、私がこういう強い御要望をするのは、せつかくの御成婚の画期的な儀式を、大事なところを一つ国民もともに見せていただいで喜びたい、こういう趣旨から出ておるわけでありまして、何かこう踏み込むというやうな、そういう、これは言葉の表現でありまして、これはそういう気持ちではないのです。これは私の聞いてゐるのは、だから、あくまでも効果をあらしめるために、せつかくの企画を全からしめるために配慮をしていただきたい。こういう趣旨によつてわれわれは建議を申し上げているわけでありまして、何とかそういう措置がとれないものかどうか。

それから、せつかく報道を——そういうふうな方は馬力をかけて準備をしてゐるわけですから、事前にそういう下調べくらいは十分させていただくやうな方法はとれないのですか。これはどうしても技術的にわれわれが不可能であるといふことになりまして、これは私の言つてゐることが無理でありますから、私はすなおに取り下げますが、技術的に、物理的に可能であるならば、そういう御措置をとつた方が、むしろ新しい姿であるし、それが新憲法に即応するものだと私は思ひます。それから、何かこう執念深いやうですが、長官の御再考をその点については求めたい。こういうことを申し上げてゐるわけなんです。

○説明員(宇佐美毅君) 今回の一日あるいは翌日の分もございしますが、あるいは十二日の祝宴の方のことも皆含んで検討したわけでありまして。これは私の方も、報道の関係の方も、当日の番組を組まれるのに、相当の回数も要することだろうと思つて、早目にお答えをしておつたわけでありまして。それがまあ朝から晩まで、こちらでとる分、あるいは各社が入つていただくと、非常にたくさんございまして、これを今事務的に、どういふふうに技術的配置するか、あるいは機械をどこに据えるかといふことを、今事務的にやつてゐるところであります。いずれテレビを入れますときには、もちろん当日いきなりといふことでなく、いろいろ御相談、現場についても御相談することにならうと思ひます。

ただ、先ほど来申し上げました通りに、賢所の中に入つてどういふことについては、私もはどうしても考えられないように思つております。

○鈴木強君 それでは国民の期待に沿えないものであります。非常に私はざんきにたえません。できることを、何か賢所というものは必要以上に神聖なものだといふことを申して、そのためにそれができないのだ、こういうふうな長官のお答えであります。そういうのは残されていくのであります。今回の

のせつかくの御婚儀というものが、今長官の言われるやうなお考へ方では、国民の期待に沿ひ得ないことになりまして、私は非常に残念に思ひます。しかし、ここでこれ以上意見を求めまして無理だと思ひますので、できることならば、一つさらにこの点については御再考をいただいで、できるだけ国民の期待に沿ひようにしていただきたいといふことを要望しておきたいと思ひます。

それから郵政大臣にお尋ねしますが、報道に関連をして、私、毎日新聞をここに持つてきておるものですから、これを機嫌に申し上げるわけでありまして、賢所外の皇居内におけることだと思ひますが、現在電話線が三つしかないで、NHKとNTVとKRTと、それぞれが区域を担当して、全国に同じものを流すは方法がないのだ、こういうことなのですか、これは、おそらく皇居内からそれぞれの放送局のステーションまで送る専用線——使ひ線のことだと思ふのです。これが非常に少なくて、せつかく希望がたかさんあるにかかわらず、数社に限定されるというこは、これはまことに残念だと思ふのです。このことは、さつきの賢所とは違つて、思ふ存分この際おやりになつたらどうか。聞くところによると、正田家と東宮御所との間には専用線まで引いて、そして御便宜を受けていただいてゐるというのを私聞かぬのであります。それだけの親切心があるならば、この際、そういう点について、もし新聞が指摘してゐることが事実だとすれば、これは一つ直ちに配意していただいて、少くともこの点については一つ各局ができるやうな配

に公開せられなければならないというような秘密が秘められている、あるいはそういう関係があるようなものがあれば、これは別でなければならぬ、ただ、もうその建物の模様、儀式の状況、そういうものを広く伝えるという限りにおいては、何人かに制限を加えて、しかも、それは報道関係の自主的な話し合いによつて、その賢所にはどこそこが入るなら入るというふうな話し合いが、私は報道関係者の中でできると思ふのです。それで全部で十二、三名というお話し、これにあと二名なり三名なり報道関係者がお入りになつても、さして騒々しくもなからうし、たまたま、フラスコあたりがあるでしようけれども、その儀式そのものに迷惑を来たすようなことはいないんじゃないですか。そういう意味で、報道関係を全部入れるといふのでなくて、それができなければ何名かに制限を加えて、この際一つも隠すことなく、まあ隠すという言葉は少し語弊があるかわかりませんが、全体を国民に知らせる、見せる、聞かせる、こういうことはできませんか。二名でも三名でもけっこうだと思ふのです。

○説明員(宇佐美教君) 重ねての御質問でございますが、われわれは隠すというふうな意味で申し上げておるわけではもちろんありません。その式次第もすでに報道の諸君は詳しく、われわれよりも詳しくいろいろ研究して知つておられますし、しかも、その時間が十五分で終るような簡単なものです。ただ、先ほど来申し上げましたような神聖の場所として、われわれにはとうていそれはできないというふうに考えております。

○森中守義君 どうも大へんくどいようですが、これは時間が短かい長いという問題じやもちろんないのです。何回も申し上げるうちに、国民はあげてこの御成婚に慶祝の意を表しておるわけでありまして、しかも、神聖だといわれるわけですが、今度の宮中参賀の状態等も、かつてない大幅なものに拡大をされておるし、しかも、九千三百萬の国民がひとえにこの御成婚をお祝い申し上げるという気持である限りは、私はここでむずかしい憲法論議だとか、あるいは宮廷政治がどうかだとか、あるいは、そういう論争はここではいたしません。いたしません、ただ国民が願つておる一つのものを、この際神聖ではあつても一度開いて見よう。たとえば十五分、二十分であつても、全部を一つ見てもいい聞いてもらおう、こういつたような配慮が、この際国民にこたえる宮中としての意思であつてもいいのじやないかと思ふのですけれども、私は重ねて報道関係全部が困難であれば、しかも非常に狭い部屋のようにです、なるほど、各社が一せいに殺到するといふことは技術的にも困難でしょう。しかし二、三に制限を加えてでも、この神聖を今回は開放する、こういつたようなことはどうしてもお考えいただくわけに参りませんか。

○説明員(宇佐美教君) 重ねてのことでございますが、われわれとしては、先ほど来申し上げます通りに、今度の御成婚について今までなかったところを破つて、できるだけのことはしようという考え方で、賢所につきましても考えたわけでありまして、しかし、先ほど申し上げました通りに、短かいと申し上げましたのは、単純な、何も複雑で、何か隠したのじやないかという御質問もありましたので、そういう意味じゃ決してない。ただそういう、まあ神社にすれば一番奥のところであつて、そこを――また、非常に狭いところで、そこに代表にしろ入つてやるということは、とうていわれわれとしては、まことに残念でありますけれども、できないという考え方でございまして。

○鈴木強君 さつき私は質問を終つて、強い要望をしておつたのですが、その要望が、今の森中委員の質疑の中で、全く配慮する余地がないということになつておると思ふのです。ですから、あえて私は発言を求めたのであります。私のさつき質問では、非常に委員会が部屋ぐらゐり狭いので、いろいろな差しざりがあるといふのは、一つの原因、それから賢所といふのは、神社の奥殿のようなところだ、こゝろ二つの理由だつたのであります。ところが、今の御質問ですと、どうも前者の方、賢所は神聖にして侵すべからずといふ旧来の陋習を一番大きい理由にあげられておるに私は思ふのであります。かつてわれわれは、エリザベス女王が御結婚せられるときに、バックingham宮殿の中の時を、ラジオやテレビを通じて国民に知らしたという事実をわれわれは知つておる。新しい人間天皇になつて皇室といふもののあり方も私は違つてきておると思ふのです。そして神聖にして侵すべからずといふような御思想に立つて、われわれの質問に対して長官が答へになつたことは、私は新憲法下いかかと思はれる。そうすると、

賢所といふのは内廷費でまかなわれてゐるのですか、それとも宮廷費の方からまかなわれておるのですか。○説明員(宇佐美教君) ただいま賢所の中を公開しないといふことが陋習のように仰せになりましたけれども、私はそう思つておりません。やはり、いわゆる祖先を祭ると申しますか、宗教的な気持を持ったところでございまして、それを破ることが民主的といふふうには、私自身は考えておりません。イギリスあるいはローマ法王庁の例もわれわれよく知つておまして、そういう点から、できるだけのことは考えたいと思ふのであります。

最後の御尋ねの賢所といふのは、皇室の私有財産といふことでございまして。○鈴木強君 しかし、質疑の中でも明らかにいたしましたように、これを使用するしないの決定といふのは、長官にあるように私は伺つたわけでありまして、従つて、かりに内廷費でまかなうものとしても、皇居内の一切の場所の管理は宮内庁でやつておると思ふわけでありまして、そういう立場に立ちますと、皇居内をどう使はせるか、どうするかといふことは、長官のお考えだと思います。これは言葉の表現の仕方が、旧来の陋習といふことを私が申し上げたので、陋習といふことが気にさわるようでしたら、私はこれを直すことにやぶさかではございせんが、少くとも、明治憲法以来、終戦を迎えるまでの間の皇室に対する考え方、それから皇室のおやりになつてきた諸般の御行事、こゝろいふものについては、国民はただ新聞を通じて知る程度であつて、皇居内がどうなつておるのか、それす

らも知ることができなかったわけでありまして。今、新憲法下において、皇室のあり方も違つてきておると思ひますし、国民が皇室の隅々まで知りたいといふことではないのです。ただ、今回のこの国民あげての慶祝の御成婚が行われるわけでありまして、この機会に、賢所をお使いになつて結婚の儀式をおごすか、あられるわけでありまして、その場面を国民は見たい、これは国民九千万の全部の世論です。それに對して長官が答へられないといふことは、世論に反することではないですか。私は、国民の世論にすなおに従つて、それが決意をされるのが大事であつて、それがすなわち、旧来おやりになつてきた方法から新しい道を開くことになると思ふのです。そういう意味において陋習という言葉を使つたのです、ちよつとそれは適切でないかもしれませんが、それを取り消しておきますが、こゝろいふ儀式そのものについておかつてない、開闢以来の英断をもつてやられたわけでありまして、その英断を少くとも百パーセント効果あらしめるという意味において、私は一番国民の知りたい、見たいと熱望しておるその熱望、期待にこたへることこそ、私は宮内庁の取るべき態度だと思ふのです。従来の慣例や、あるいはしきたりとか、そういうことにおとらわれになつて、そして神聖にして侵すべからざるというふうな御考えであつては、私は新時代に即応する觀念としてはどうも多少ズレているのじやないかと思ふのです。そういう意味において、どうしても物理的に不可能であるといふことになれば、私は何も言いません。しかし、さつきのお話は、大体

そういう方向に重点が置かれておるようには私は承わっておったのであります。が、今、森中委員の質疑の中では、それよりかむしろ、絶対にこれはもうそれが何と言つても神聖にして侵すべからざるどころだというふうなことで、国民の要望というものをあなたはこれにないというにはつきりなるわけでありまして、私は少くともこういう熾烈な要望にあなただけがたえて、さうにいろいろと御相談をなさるといふなら、私は納得しますよ。やつてみて、どうしてもだめだということならば、私はやむを得ないと思ふのだが、私は強い要望をして、あなたに答弁を求めなかつたのですが、その裏から、まゝるつきり私の要望というものが全然考慮していただく余地がないというふうな御答弁をされますから、私は今こゝでさらにこゝろい意見を出してゐるの、だから、もう少しすなおに、あなたは世論に従つて、それが旧来の方法と違ふかもしれないが、しかし、その道が国民の期待でもあり、それに沿うのがあなたの任務じゃないですか。木で鼻をくくつたように考慮の余地がない、そんなことでやられては、われわれとして納得できませんよ。もう少し新時代に沿う新しいセンスを持つて、今度の御成婚についても、せつかくあなたの意図があらうのようですから、あなたが有効適切な、しかも効果的にやつていただくことを、われわれは国会の中から要望するわけです。それを全然無視して、もうだめだといふのは納得できませんよ。

○説明員(宇佐美義孝) 重ねてのことでございますが、先ほど来繰り返して申します通り、私も、国民の皆さん

んがただいまお述べになつたお気持ちであらうということで、今までの例を破つてもやろうということで今日まで努力して参つてゐるわけでありまして、ただ今回の御結婚式の方式は、明治にきめられた御結婚儀の諸規定というものを基礎にいたしまして、また両陛下のおほしめしをございまして、なるべく簡素にということで、一応言葉は悪いかもしれませんが、整理して方針を立ててゐるわけでありまして、賢所の前の結婚の儀というものが、もちろんこれは中心でございまして、これが明治にできましたときには、昔は賢所の前で行なかつたのであります。伊藤博文公の熱心な主張によつて、神威において厳肅に行うということから定められたということを開いてゐるわけでありまして、それを皇室の風としたので、その風で今回も行いたいと思つてゐるわけでありまして、もちろん、時代が變つたことも知つております。国民の気持ちもよく知つておりますので、できることは、できるだけいたしたいといふふうに考えており、これは今までもお参つておられますけれども、ただこの一番大事なことは、不幸にもわれわれの従来の考え方では簡単に解決できない点がございまして、そういうところから、ただこの場で研究しますと申し上げて、あとやはりできない、それでは何を研究したのかというふうなことにならないように、われわれとしては、非常にむづかしいといふことを申し上げてゐるわけでありまして、皆さんの御質問もございまして、さらに、私が反省することは何もやぶさかじやございませぬけれども、非常にむづかしいといふことを申し上げただけでございます。

○鈴木強君 もちろん、無理なことをここで私はあなたに答弁を求めようとはしません。問題は残るかもしれないが、しかし、国民の要望に沿うことがあなたの任務だと思ふ。私は、大へんむづかしいというふうなお話ですが、この際、具体的にそれではお聞きしておきますが、考慮の余地が全然ないわけでもないし、また、できるだけ反省する点は反省して、直す点は直すとおつしやつておりますが、これは非常に困難だといふ見通しがありますので、一つ具体的に伺ひますが、それはテレビを持ち込むとか、あるいはラジオ放送のいろいろな機器を持ち込むといふことは、非常に困難かもしれませんが、それが、たとえばこれはさつき森中委員のおつしやつたようにに民放連なり、あるいはNHKなり、報道関係はたくさんございまして、記者諸君もいるわけでありまして、そういう諸君が御相談なされて、一社なり二社なり三社なりに限定して、賢所の御儀をカメラにおさめたいという熱望があると思ふ。そういうものはその中に入れて、実際はどういうことかわかりませんが、一般でいうなら三々九度なんです。ところが、そういうことをやるかどうか、私わかりません。そういう場面を国民に知らせていただくという方法はとり得るでしょうか。これまであなたは拒否するといふのですか、具体的にいつて大へん恐縮ですが……

○説明員(宇佐美義孝) 先ほど申したように、賢所の中にはテレビ・カメラと、それから写真をとることになつております。その回廊というところを、

今度一ぱいに人を入れる。従つて、新聞と申しますか、写真をとる人数も制限がございまして、われわれとしては、私の方のカメラマン、この中にはまあ各社の、写真協会の御推薦を得て各社から一人入つた人もございまして、それから今度、全体を通しても、おそろく私どもだけで足りない場合もございまして、これは各社の方とも今事務的にお話ししてゐると思ひます。応援の人願つて、万全を期したいと思つておると思ひます。ですから、場所柄の問題でございまして、それによつて、なお外国通信社も今度賢所の中にはだいたい入れるつもりでございまして。そういう点も具体的な問題として、今私の方は人数を制限しておりますが、もつと入れてほしいという希望もまた出しております。そういう点は希望をまた出していただいて、できることは、われわれとしても努力したいといふふうに考えております。

○鈴木強君 ちよつと僕は具体的に聞いていますから、具体的に答へをいただきたいと思つたのですが、それは宮内庁にも写真班があるでしょう。ですから、その写真班を通じて各社に流すという方法もこれは一つあると思ひます。しかし、私はぜひ長官に譲つてもあなたが踏み込むといふことを言つたのですが、これは私は、賢所といつてでも、今お話を聞くと、いろいろあるわけでは、賢所という概念は僕にはつかめませんが、儀式を、さつき言つたように十三人かお入りになつておやりになる、その場面をとらえて国民は知りたい、こういうことだろうと思ひの

です。できればテレビで見たいのが、ラジオでその実況を聞きたいのだから、それができないといふれば、残された手段は、各社が直接そこを撮影したい、こゝろいことだと思ひます。平たい言葉で言ひますと。皇室のことですから、丁重な言葉を僕は一生懸命使おうと思つてゐたのだが、どうもうまく使えないので、この点は勘弁してもらいたいと思ひますが、写真をとつて、各社それぞれの角度からいろいろなとり方がありますよ。だから、そこまで宮内庁長官、あなたは、賢所の儀式をするところに入ること自体がもうそこを侵すのだといふ考え方は、僕はぜひ一つ国民の立場においてあなたに反省を求めたいのです。それは相なることならば、そう拡大することはできないでしょうが、何人かの人たちがそこに入つても、国民の一人として僕は、民主憲法下ではそういうところまで門戸を開くことが大事だと思ひます。ですから、三社、五社幾つかあるでしょう。それは全部することは無理かもしれませんが、やはり具体的に、新聞協会なら新聞協会、あるいは民放連なりNHKなりと相談なさつて、たとえば七名なら七名という線が出ましたね、そういう人たちが儀式に支障のないように、全然問題のないように静肅に、厳肅にとらしていただく、こういうことくらいは、これは許すべきですよ。そこまで禁ずるということになると、これは大問題ですよ。だから入ること、これが、何かまた絶対的なもので、一歩も平民どもは——平民といふことはないが、もうもろに入つてはいかぬという、そういう思想は、どうも問題があると思ひます、そのところ

で、できればテレビで見たいのだから、ラジオでその実況を聞きたいのだから、それができないといふれば、残された手段は、各社が直接そこを撮影したい、こゝろいことだと思ひます。平たい言葉で言ひますと。皇室のことですから、丁重な言葉を僕は一生懸命使おうと思つてゐたのだが、どうもうまく使えないので、この点は勘弁してもらいたいと思ひますが、写真をとつて、各社それぞれの角度からいろいろなとり方がありますよ。だから、そこまで宮内庁長官、あなたは、賢所の儀式をするところに入ること自体がもうそこを侵すのだといふ考え方は、僕はぜひ一つ国民の立場においてあなたに反省を求めたいのです。それは相なることならば、そう拡大することはできないでしょうが、何人かの人たちがそこに入つても、国民の一人として僕は、民主憲法下ではそういうところまで門戸を開くことが大事だと思ひます。ですから、三社、五社幾つかあるでしょう。それは全部することは無理かもしれませんが、やはり具体的に、新聞協会なら新聞協会、あるいは民放連なりNHKなりと相談なさつて、たとえば七名なら七名という線が出ましたね、そういう人たちが儀式に支障のないように、全然問題のないように静肅に、厳肅にとらしていただく、こういうことくらいは、これは許すべきですよ。そこまで禁ずるということになると、これは大問題ですよ。だから入ること、これが、何かまた絶対的なもので、一歩も平民どもは——平民といふことはないが、もうもろに入つてはいかぬという、そういう思想は、どうも問題があると思ひます、そのところ

で、できればテレビで見たいのだから、ラジオでその実況を聞きたいのだから、それができないといふれば、残された手段は、各社が直接そこを撮影したい、こゝろいことだと思ひます。平たい言葉で言ひますと。皇室のことですから、丁重な言葉を僕は一生懸命使おうと思つてゐたのだが、どうもうまく使えないので、この点は勘弁してもらいたいと思ひますが、写真をとつて、各社それぞれの角度からいろいろなとり方がありますよ。だから、そこまで宮内庁長官、あなたは、賢所の儀式をするところに入ること自体がもうそこを侵すのだといふ考え方は、僕はぜひ一つ国民の立場においてあなたに反省を求めたいのです。それは相なることならば、そう拡大することはできないでしょうが、何人かの人たちがそこに入つても、国民の一人として僕は、民主憲法下ではそういうところまで門戸を開くことが大事だと思ひます。ですから、三社、五社幾つかあるでしょう。それは全部することは無理かもしれませんが、やはり具体的に、新聞協会なら新聞協会、あるいは民放連なりNHKなりと相談なさつて、たとえば七名なら七名という線が出ましたね、そういう人たちが儀式に支障のないように、全然問題のないように静肅に、厳肅にとらしていただく、こういうことくらいは、これは許すべきですよ。そこまで禁ずるということになると、これは大問題ですよ。だから入ること、これが、何かまた絶対的なもので、一歩も平民どもは——平民といふことはないが、もうもろに入つてはいかぬという、そういう思想は、どうも問題があると思ひます、そのところ

ろ長官にもう一步御反省いただいて、新聞記者が入って直接なまで撮影するくらいの道は開くべきですよ。そういうことを具体的に言っているので、賢所というと、何かテレビを二台賢所にと書いてあるので、これはえらい進歩的になったと思っていたのですが、どうもあとを見ると、遠くから、これは何というところですか、綾綺殿というのですか、綾綺殿から賢所に入られる皇太子と美智子さんのお二人の暗れの姿というものはるかに望遠鏡でなが

ス関係の動くのと動かないのと、カラーとかの、それぞれの人を入れる。これは一応宮内庁でとるといふ建前ですけれども、宮内庁には今本来の者が一人と、あと毎日映画社から来ていただいておるのが一人、それだけで足りませんから、なお今御相談して、各ニュースあるいは新聞写真の方から御援助をいただいて入ってもらうというほかないのじゃないかというふうに思っております。そういうことで今技術的に相談はいたしております。

くらしい道を開かぬということは、これはもう絶対私に納得できませんね。だからそのところくらしいは長官、ぱちぱちとやるのだから、三十秒もかからぬでしょう。今のそのくらしいことは許せないのですか。ごまかされてしまふ。賢所ということが広義と狭義だから、賢所へ入れますよと言っているのだから……。

○説明員(宇佐美義孝) 何もごまかすつもりはございません。今新聞社の方に話したので、新聞社の人はよくわ

て決定するはかどございません。

○森中守義君　そうしますと、皇室會議というのは、全然こういう問題については発言権はないのですね、あなたの専決ですね。

○説明員(宇佐美教君)　法律上は何ら皇室會議に関係ございません。

○森中守義君　それから、こういう場合にあなたの確かに専決というようなことのようですが、たとえば天皇あるいは皇后、もしくは皇太子、こういう皆さん方の御意見というものはお聞き

事については、やはり両陛下あるいは皇太子あたりの御意思というものを、単に長官が推理をされ、あるいは常時、そういふようなお気持ちをくみ取っておいになるということだけではどうしてもまずいと思う。何か機会があれば、やはり私は、こういうテレビを入れる入れないというただ単なる問題の議論は、やはり私は、どういふことが国民に及ぼす影響とテレビは相当重大ですよ。ここでテレビの論議をこれま

ういうふうになっていて、これじゃ賢所の中というものはどういうふうになつてゐるのかよくわからない。今申し上げてゐるのは、はつきりしてゐるのは、式をおあげになる賢所の中における結婚の儀ですね、それを行われるその場面を国民は知りたいと思う。とこころが、これではどうもそうではないらしいのです。ですから、これに対する照明や、あるいはよく写せるような配慮は今後新たににおやりになるというのですから、一つ十分御相談なさつて、

か、さつきも前田理事が言ったんだが、狹義の解釈と広義の解釈があるらしくて、今のお話ですと、賢所の中にはテレビも入るし、報道陣も何十名か入るなんというのですから、問題にならないと思うのだが、肝心の儀式をおあげになるところのことを私言っているのですよ。そこを賢所というのですか。これは広義と狭義と、さつきもちよつと言われたんですが、わからなかったが、今わかってきたんです。狹義の意味の賢所というのが、す

あ賢所三殿と申しましても、賢所と皇
靈殿と神殿が三つ中央にあります。そ
の前に神樂舎という大きな建物がある。
周囲を四角く、いわゆる参列する
場所があるわけです。で、賢所という
のは中心のこのくらいの小さなお部
屋……。

○鈴木強君　そこのとこを……。

○説明員（宇佐美義君）　そこに立ち込
むということはいささか……。私先ほ
ど乗申し上げた通りでございます。

○鈴木強君　それは反省して下さい

○説明員(宇佐美毅君) 私が平素仕事をしていました上で直接御関係になりますことは、皇室としてのお考えも十分私は考えて、その上で私の責任においていたすことにいたしております。

○森中守義君 今のお答えですと、お聞きにならなくても常時そういうことを、あなたがお考えになりながら判断を下される、こういうことですか。

○説明員(宇佐美毅君) 先ほど、ちよつとそういった御質問がございましたけれども、いろいろな議論の場合

り時代の要請なんです。多くの国民が宮中に殺到して一人々々参賀をやれば済大へんです。ところが、そういうことの必要がないように、今日のテレビと新しい新時代を迎えて、どんな山間僻地においてでもテレビなりラジオを通して、今宮中ではこういことが行われているということを見ることができ、聞くことができる。こういう新時代にあふましい国民に対する宮中のお考えというものは何かたえるものがあつていいと思う。そういう意味から私

きたという事です。具体的に言つて、そういう賢所の直接結婚の儀式をやられるその場所に報道陣、カメラ陣が何人か入ることは、長官はお許しになるでしょう。それまで拒否するということじゃないでしょう。そこを僕は聞いているのです。

○説明員(宇佐美毅君) ただいまのところは、取材の意味で各社から十四名、外国通信四名とかという者が中に入るというふうに考えております。取材として、それからあとはテレビのカメラ二台、それからあとはいわゆるニュー

をあげるところでしよう。そこの中に入れるというのじゃないでしよう。何か答弁をしているうちに、それはその中に最小限度譲歩しても、報道陣が何人か入つて、それはもう自主的におきめになつていただいていいと思うのですが、そういう配慮は長官、私はやつてもらいたいですよ。あなたが踏み込むとか何か、こういふふうに言われるのだが、そういう考え方があるから、ことさらに賢所というものの狭義の中に一切シャットアウトしているのだと、思うのですが、その場面を撮影する

○森中守義君 長官がこの場で答えられ得る限界というのはわかりました。従つて、それ以上深入りをしません。が、二つだけ聞いておきたいのは、最高意思決定はだれがするのですか。皇室会議ですか、それとも長官ですか。

○説明員(宇佐美毅君) 今度の御結婚のうち、賢所のごことは閣議決定において宮内庁長官が定めるところとなつております。儀式の方法、写真をとらせるということとは、やはり宮内庁の仕事でございまして、私が責任を持つ

よくなことは私はあまり適當でない
と、私がいつも責任を持つておるわけ
でございます。私もは、もちろん、
皇室全体のお気持あるいはその他国民
の世論というよりなものをあわせて自
分の考えをきめていくということでは
ございます。

○森中守義君　なるほど、論議がそり
なりますと、天皇の國事行為が非常に
大きな問題になつてきましようが、や
はり皇室自体の重要な行事であれば、
天皇の國事行為がより擴大されていく
ということとは新憲法でよろしくない。

なる。そういうことのようにであります。が、兩陛下あるいは皇太子あたりの、こころいり皆さん方の御意思も一応はお聞きになつてもいいんじゃないかと申します。

それからもう一つ、先刻のお答えの中で、何か宮内庁の方で特別に特定のニュース社なんかを委嘱、依頼されておるといふような答弁に受け取つたのですが、私の聞き違いでしょうか、それともそういうことがありますか。

○説明員(宇佐美毅君) 従前は普通の動かない写真だけに宮内庁で一人囁き

を置いておりました。しかし最近にはニュースというものが世上重要なことになっております。そういった技術者を入れる場合に新聞写真協会というものに御相談して、各社から御相談の上で推薦していただいたものを私の方の囑託にいたしておる、そういう意味でございます。

○森中守義君 お立場が、極端に言うならば皇室と国民をつないでいる長官の立場はかなめだと思ふのです。しかもこの御成婚というのが何人も待望していたことであれば、国民と皇室をつなぎ合っている重大な任務であるだけに、もう少し多角的にいろいろお考えいただくの必要はないかと私は思ふのです。具体的に言うならば、さつきイギリスのエリザベス女王の話が出たようですが、イギリスの宮内庁とのか宮内省とのか知りませんが、けれども、何かそういう特殊な機関で、成婚の記録映画とか何か出たのを私は記憶しております。従つて、一般の報道陣がそういう賢所あたりの撮影やあるいは放送等ができないとするならば、宮内省みずから特定の社なら社と契約をするなり委嘱をして、正確な記録映画として国民に提供するようなそういういたようなお考えはお持ちじやありませんか。それと、先刻の例の意思決定の問題、さらに閣下あるいは閣下の御意思等をどのようにお聞きになるのか、そのこともあわせて一つお答えいただきたいと思います。

○説明員(宇佐美毅君) 閣下のお考えなりあるいは皇太子殿下のお考えをどの程度に聞くかという御質問でございますが、これは私どもも常に閣下になり皇太子様にもお目通りして、随時

に伺いますし、何か特定のことに付いてお考えを伺うことはございます。従つて、そういう立場から、われわれとしましては、その他のいろいろな要素を考えて、私として責任をもつて方針を定めておるところでございます。それから報道につきましても、これはさういふふんたきさんでございます。朝お起きいただくところから、途中お召しかえをなさる呉竹寮とかあるいは賢所に入られるところ、その場その場をずつと要望もございまして、その場所によつてこちらがとつて出すところもあり、各社を制限して入れるところもあり、あるいはある程度の数は自由に入るというところもある。場所の關係その他を見て一々相談をしておるわけでございます。そのほか記録的に、それは動かない写真あるいはすぐニュースになる——ニュースの方はスタンダード三十五ミリ、あるいはテレビ用には三十五ミリが要するというもので、いろいろあるのです。そういう技術的なことを今やつておるわけでございます。そのほか全体を通じてカラーでもつてとりたいたいという計画もこちらにございまして、われわれの方には技術がございせんし、予算もあまりないものでございせんから、お申し出もありません。ただいま打ち合せ中でございます。そういう場合にも、そういった専門の方の人々の御協力をお願いしてこれをとり、そのあとで公開もできるというような方向で事務的にやつていられるのでございまして、どの程度進んだか、私もまだきよく聞いておりませんけれども、そういうことで準備をいたしておるわけでございます。

○森中守義君 もうこれで終りますがね、今、金の話あたりが出たのですね、目下審議中の皇室経済の予算ですが、こゝろいふものから見ましても、私は国民に長官の配意により……。国民と皇室をつないでいる重要な任務としてお考えになる場合に、皇室経済の予算といふものは、こゝろいふことのために幾ら使つてもいいですよ。また、新年度に執行せんとする皇室経済の予算といふのは、こゝろいふフィルムの本が二十本作るぐらいはどうでもなるような予算の作り方です。それは私も見たことがある。また、予算の編成に當つて、そういう配意があるとするならば、当然こゝろいふような予算の項目としておあげになつてもいいと思ふ。残念ながらそこまで配意があつたかなかつたかという、こゝろいふ問題になるのですが、そういう予算の問題では、ちよつと答弁の理由にはなりませんが、ね。しかし、いづれこゝろで答えを承わろうとしても、非常に差し迫つたきついお気持ちにおなりのお考えですが、あえてこれ以上言ひませんが、要するに、国民の皇室をつないでいく重要なお仕事であれば、みんなこれは求めてやまないことですから、しかも賢所へ行かないという理由は、神聖であるという一語に尽きるようです。二名もしくは三名の報道陣を入れることには、さして長官は否定をされておられません。また、この部屋は半分、二つに仕切つて、そこに十二、三名、さういふ中に二、三名の選抜された代表の報道関係者が入るの、さして私は混乱も生じない、こゝろ思ひます。従つて神聖を神聖として考えていくのか、この機会に解放するのか、問題はこゝろにかかつております。従つて皇室会議にかける

必要もない、長官の専決であるとするならば、もう少しいろいろな關係の人からこの意見を長官の方で聴取をされて、できるならば、代表二名もしくは三名程度の報道關係者をぜひこの中に私は入れてもらいたい。こゝろいふ強い気持ちを表明して、かつ、また長官のさういふ御意見を促して質問を終わりたいと思ひます。

○鈴木強君 もう一つ。せつかく長官においでいただきましたから、今の森中委員の質問からちよつと関連をしてお尋ねしておきたいと思ひますが、先ほど長官は、天皇の御意思あるいは皇太子の御意思、あるいは皇太子の御意思、こゝろいふものについては、平素お接しになつておられるし、また御意見も承わつておる、こゝろいふことでありますが、しかし基本的には長官がおきめになる、こゝろいふ話であります。そこに、最初に私が御指圖を申し上げましたような、地方へお出ましになる場合の行事等についても、必ずしも私は天皇のほんとうに欲しているお考えと、それから宮内庁であなたがたがおきめになるお考えとの間には、必ずしもちよつと合つていくかどうかというところに非常な疑問を持ちます。今のお話で、あなたがたが専決事項としておきめになるというのでありますから、特に御注意をいただきたい点は、やはり天皇陛下が地方へ行かれるにつかまして、もつと親しく地方民に接したいという気持ちが強くあると思ひますが、ところが、時間を非常に制約されまして、思ひ通りにいっておられない。昔のやうな、行幸啓といわれたやうな当時の姿がやはり出ておると思ひます。今のテレビの問題、報道の問題について

ては、非常に私たちが執拗にあなたに意見を求めており、またお考え方をただしているのではありませんが、やはり皇太子殿下なり、あるいは正田美智子さんなりのお考えといふものを十二分にお聞きになつた上で今度の儀式といふものはおやりになるが至当だと思ひます。だから、お考えは聞いておると思ひますが、しかし、今度の賢所で式をあげられるところの、先ほどの狭義の報道についても、具体的に正田美智子さんなり皇太子殿下の御意見を聞きになつた上で、一切の報道陣をシャット・アウトするといふやうなことをおきめになつておられるのですか。この点をぜひ私は聞いておきたいと思ひます。

○説明員(宇佐美毅君) 重ねての御質問でございますが、先ほど来申し上げました通り、私も私としては、今回のお儀式といふものは、もちろん、皇室にとつても非常に大きな儀式でございますし、それから昔の通り行方ではなくて、いろいろ簡素化するか、変つたやり方がございまして、さういふ点についてはよく御説明も申し上げておるわけでございます。で、もちろん、何も御説明もしないというところはございせんけれども、私も私も、閣下になり皇太子殿下はこゝろおつちやつたからこゝろだということ、私は申しません。一切私の責任として申し上げます。

○鈴木強君 だから、さういふところに強断専行的な、言葉は悪いんですが、さういふ考え方が出てきても、これは私はやむを得ないと思ひます。今国民が十日の儀式についても、先刻来言つておるやうな、強い熱望を持つて

おるわけですから、長官はこういう問題が国会の中でも議論になり、国民も要望するところであるなら、お歸りになつてからに、皇太子殿下なり正田美智子さんなりにお話をし、場合によつたら天皇、皇后両陛下にもお聞きになつておけつておるんですが、そういう意見をよくお聞きになつて、おそれなく皇太子殿下とか正田美智子さんは、新時代に即応する、テレビも新しくできてきているんだし、そういうことは国民の意思に従つていきたいという気持ちを持つておられると思います。御本人がそういう御意思であるならば、長官はこれを變更するにやぶさかでありませんか。そういう相談はしてもらえますか。

○説明員(宇佐美教君) 私は、国会における皇室関係の質疑については、重要なものについてはよくお話し申し上げておきます。今回も同じように考えておきます。

○鈴木強君 だから、もし御相談なすつて、御本人が、これは国民が期待する方の方がよろしい、こういうふうな意見がもしあれば、長官は今まで堅持をして、不動の強い信念を持つてやられておるその考え方を變更するにやぶさかでないでしょうね、それはどうですか。

○説明員(宇佐美教君) 議論のことを申し上げるといふことを申したのでありまして、その議論の結論を陛下のせいに一切いたしたくないといふも考ええておられます。私は私の責任でいたしたと考えておられますので、ただいまの一つの意思という前提における御質問には、お答えしない方がいんじやないかと思ひます。

○鈴木強君 そりするとあなたは、御本人の意思をつかめられずに、御本人の意思に沿わないようなことをやつても天下に恥ぢないんですか。国民がこれほど熱望していることについて、かに陛下下がそれがいいとお考えになつても、これを取り上げずに、一切の権限は私にありまうからということ、それを突つていくというふうなことは、まことに専制政治の復活みたいで、これはおもしろくないです。もつと民主的に頭を切りかえて、御意思を体しておきめになることが大事じゃないですか。何でも、どう言おうが、わしの最後の決定でやるんだというふうなことは、これはおかしいですよ。そんな長官じゃ困る。

○説明員(宇佐美教君) 私の申し上げ方が悪いかもしれませんが、いつも私は、陛下に御責任がかかるようにいたしたくないといふことを申し上げておきます。陛下のお考えというものが出ましたときに、私も決してこれに軽く考えとか、あるいはそれにどうというふうな反対をするといふことは、もちろん、なるべく御趣旨が通るようにするのが私どもの務めともし思ひます。しかし今回の場合のみならず、平素におきまして、何かお話がございまして、しかし、それが皇室として、適当ならざるときは適当でないといふことは私は申し上げなければならぬ。それは任務としてそらだと私は思つておられます。

○委員長(手島栄君) 本件につきましても、御質疑も終つたよりでありますから、本日ところはこれにとどめておきます。
〔速記中絶〕

○委員長(手島栄君) 速記始めて下さいます。

○委員長(手島栄君) 郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四条の臨時特例等に關する法律案を議題といたします。

御質疑のおありの方はどうぞ御発言願ひます。

○新谷實三郎君 ただいま議題になりました法律案について一つだけ質問をしたいと思ひます。

第二次封鎖預金の処理についてです。この法律案をお出しになつたのは、これはけつこうだと思ひますが、ただこの法律案をお出しになつた趣旨からいいますと、この法律案が成立した場合における、法律の規定に基いて、その利益に均霑する範囲といふものを、なるべくこれは国民に広くした方がよい、いろいろむずかしい法律上の議論もあつたけれども、そういうことについては、法律に規定のあるものもあつたし、あるいは法律に規定がなくとも、他の法令等において、やはり同様の場合にいろいろその取扱ひを實際、行政的の措置によつてやつておる例もあるように考へるのであります。たとへば権利者がもう死亡しておるといふような場合にも、それをどう扱ふか、つまり権利の承継の問題になるかと思ひますが、一番問題になるのは、権利者が死亡した場合にこれをどういふ人が承継するかといふところに問題が集中するだらうと思ひますが、内縁の妻とかあるいは庶子とか、そういうものにも、できるだけ広く

く利益を受けさせるようにするために當局も考へておられると思ひます。そういう場合には、中にはこの法律案による規定のない部分もありますが、当局としてはどういふ処理法をされるか、その点について説明をいただきたい。

○政府委員(加藤桂一君) お答え申し上げます。この交付金を受ける、すなわち旧預金者が死亡したとして、本人がもう死亡したといふような場合に、どういふ人にこの権利が参るかとこの御質問のようでございますが、この法律第一条に「相続人その他の一般承継人を含む。」と書いてございまして、一応民法の相続の規定によりまして相続人といふことになつております。その際、もちろん配偶者は常に相続人になりまして、その次に直系卑属、直系尊属、または兄弟姉妹といふふうな順序になるかと思ひますが、お示しのように、配偶者と申しますが、内縁の妻はどうなるかといふような御質問でございます。これはまあ厳密に法律上申しますれば、一応内縁の妻はこれに入らないといふ規定になつておるわけでございますが、しかし内縁の妻は大体の場合にいたしまして、死んだ本人から、何らかの財産を譲るといつたような包括遺贈を受けておる例がわが国におきましては大多数でございます。従ひまして、こういう場合合はその内縁の妻でありまして、遺言証書を出していただくとか、あるいは遺言証書がなくなつておるといふような場合には、適當な保証人を立てまして、そういう包括遺贈を受けたという事情を書いていただきまして、お払いするといふことを考へておる次第でございます。

また嫡出でない子供につきましては、これは法律上嫡出子の二分の一といふことに取得分は減りますが、当然相続人となり得るといふことになつておりますから、これは問題ないと思ひます。

○新谷實三郎君 大体そういうふうな考へ方で進められるならば、大多数のものは救済されると思ひますけれども、今の御説明の中で、遺言といふようなことになつてきますと、たぶんこれは相続上やはり要式行為になつて、ある一定の様式を備へたものでなければならぬといふことになつてゐるのだらうと思ひます。それでは、實際に遺言の形をとつてゐるのは、實際にあなたはその多いとおつしやるけれども、少いんじゃないかと思ひます。でも、むしろそういう場合に、その次にお述べになつた、その事實を、これは事實上包括遺贈を受けるべきものであつて、また事實包括遺贈をすることが被相続人の意思であつたといふことが明瞭であるといふような、何らかの保証人といひますかね、そういうふうな保証をし証明をするようなものがあれば、それによつて処分をしていくといふことであれば、これは大部分が私はできるだらうと思ひます。ただ、この問題は、よほどあなた方が氣をつけておやりにならないと、末端の窓口機関で扱う場合には、さういふ非常にあるたかい氣持でいられないと思ひます。ね。ですから、私はあなたの包括遺贈するよりな保証人といひますか、事實を証明してくれるような者、それがどういふ者であつて、つまり全然他人の者

が、全然関係のない者がそういったものを証明し得るわけではないのだし、どういふ人がそういったふうな保証人としての適格性を持つておられるのか。いずれこれはやろうとすれば、窓口機関には何らかの通牒でも出して、全国的に統一した扱いをされる必要があると思うのですがね。その保証人というもののついての適格性、その他の諸条件、何かお考えがあるのか。それは政令にでもお書きになるのか。もしそういったものをお書きにならないとすれば、今申し上げたように、実際の扱いとして、各現業の窓口機関にそれを徹底させるようにどんな方法をおとりにするののか。これは実際の行政措置だと思いがすが、この点についてもう一度具体的ににお答えを願いたいと思います。

○政府委員(加藤桂一君) お示しの通り、私は包括遺贈を受けた者が大半だと申し上げましたが、もちろん、わが国の現状といたしましては、遺言証書を用意しておるといふ例はおそらく少いかなと思っております。こういった場合に、保証人を立てさせるといふことになっておりますが、これは省令に規定をいたしたいと思っております。また保証人にどういふ人になるかというところは、その同一行政区域内に住所を有する成年の人であれば、一応、私どもの方は親戚でなくちゃならぬとか何とかいうことは規定しないつもりでございます。また郵便局長が認定するということにいたしてありますので、その認定権は郵便局長にあるわけでございますが、お示しのようにそりむずかしい、金額もわずかな金額でございまして、むずかしいというふうな要式行為をしないこととなく、なるべ

く寛大に扱いたいと思つておる次第でございますが、もちろん、当時の郵便貯金通帳等を持つておられるとか、何らかの証明書をお持ちになっておるといふような場合には、特にこれは私どもは認定の際に非常な参考になり得ると思つておる次第でございます。

○新谷實三郎君 大体けつこうだと思つて、ただ、今お話しになった中で、多少考えなければならぬと思つておるのですが、これは御注意まで申し上げたいのですが、保証人の問題ですが、同一行政区域内におけるだけではない、成年の者、成年になつた者が証明すればそれは保証人になれるのだというように、非常に広く、だれでもいふのだというふうに、成年の人であれば、民法上の意思能力、行為能力を持つていふ人であれば、だれでもいいのだというふうに広くおやりになると弊害が出てくるだろうと思つておる。そういうことにすると、今度は逆に、その弊害を除去するために、窓口の郵便局長の認定が非常に大事なことになつて、これはほんとうにだかどろいといふことを、個々の場合について確かめていかなければならぬ。郵便局長のところでもまた非常な調査をしなければならぬといふことになるんじゃないでしょうか。私の言つておるのとは、そうではなくて、これは考へてもらつてけつこうなんです、ある一定のやり方資格とか条件、たとえば公けの職務を持つておる市町村長とかいふような人が、これは間違いありませんと言へば、あなた方無条件に信頼されてもいいんじゃないでしょうか。だから、やはりだれでもいいじゃないか。だから、やばりたる人は、資格とか——親戚の者で

もあればそれでもいいだろうし、何かやばりそこを資格条件というものを考へた方がいんじゃないでしょうか。そして資格条件を備へた人が証明をしてくれれば、窓口機関としてはそれを原則としてそのまま承認するという建前ではないかと、今度はそういうむずかしい問題を窓口機関の認定のときにまかせてしまふことになつて、認定のときに非常に込み入つた問題で紛争が起るだろうと思つておる。だから、これは御研究になつてけつこうです。いいですか。御研究になつてけつこうです。

から、私の心配は、さつき申し上げたように、なるべく内縁の妻でも、事実内縁の妻であつた人々には交付してやつた方がいい。庶子であつても、認知とかいふようなことは、法律上の手続を経ませんでも、それが何かの形でもつて立証されておれば、それにお渡しになつてもいいんじゃないかという趣旨から申し上げておる。むずかしい法律上の問題を窓口機関にまかせてしまつて、そこでしかるべくやれといふことでは、郵便局で非常に困るだろうと思つておる。ですから、やはりある程度の資格条件というものをどこかに書くなり、あなた方が内部なりできめて、そういう人たちの証明したものを原則としては無条件に承認するのだと、たまた、あやしいものがあれば、もちろんこれは調査しなければなりませんね。原則として、間違いないと思へばそれでお払い出しをするという建前をとつておかれると、実際の支払いの事務が非常にスムーズにいくだろうと思つておる。これは、今ここでどんな方法でどうやるというのを御答弁になら

なくてもいいですから、そういう気持ちで実際の処理法を十分御検討いただきたいと思つておる。

○政府委員(加藤桂一君) お示しの点、十分検討いたしまして、御趣旨に沿うように研究いたしたいと思つておる。

○委員長(手島栄吉君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(手島栄吉君) 速記をつけて。別に御発言もなければ、質疑はまた次回に行ふことといたします。

○委員長(手島栄吉君) 次に、簡易生命保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○鈴木強君 今度の簡易生命保険法の一部改正法案の中で、新しく家族保険と申しますか、そういう制度が創設されるようでありまして、これは本来立法の建前からして、従来の簡易生命保険法とは若干その行き方の違つたものでありますので、私は他の法律に、別の単行法を立法する必要があるんじゃないかというふうに実は感じておつたわけでありまして、前回の提案理由の説明の際には、この点についてそういう必要も意見としてはあるのだが、簡易生命保険法の一部改正法案の中に入れたんだと、こりういふふなことだと私は思つておる。確かに従来の簡易生命保険とはこの行き方が違ふと思つておる。この単行法としてやはり出すのが至当じゃないかという考え方を私は今でも持つておる。ですから、この間の経緯を一ついま一度当局からお聞きしておきたいと思つておる。

○政府委員(大塚茂吉君) お答え申し上げます。

今度の家族保険は、被保険者がまあ従来と異なりまして多数になる。しかも、その内容は、契約者については養老保険であるけれども、他の配偶者及び子については、従来簡易生命保険で扱つてなかつた定期保険的な性質のものだといふ点において、性格的に従来の簡易生命保険と異なつた点があるわけでございます。しかし、その創設の目的は、現在の簡易生命保険の第一条に書いてありますように、なるべく簡単な手続で、安い保険料で、国民にあまねく保険の制度を提供するという目的は、従来の目的と合致をいたします。また内容的に見ましても無審査である。それから従来、簡易生命保険の特色といたしておりました無審査、それからまた月掛、小口といったような従来の簡易生命保険の特色をそのまま備へておりますので、まあそういう観点から簡易生命保険の一種類といふことになつた次第でございます。

○鈴木強君 まあその考え方は、私必ずしもわからぬわけではないのであります。まあこの簡易生命保険そのものを考えましても、国がこれをやる場合でありまして、できるだけ全国民のあらゆる階層に、老後の安定策としての一助を郵政省がおやりになつておると私は理解しておるわけなんです。ですから新しい制度を設ける場合には、依然として社会保険制度的な要素を含む保険の使命といふものがやはり貫かれておると思つておる。これは国の政策のあり方が、今日においては一挙に社会保険を確立して、安んじて国民が老後の憂いなくやられるような態勢があ

りませんので、いわば郵政省が一端を
になつておやりになつておると私は思
うのです。そういう理解の上に立て
ば、この制度を創設することは、私は
非常に意義があると思つております。
ですから賛成ではあります。だから
といつて一般民間保険会社との競合的
な立場に立つてこの問題を論ずること
は間違ひだと思つております。やはり現
在
こ
う
い
う
情
勢
中
で
お
や
り
に
な
る
場
合
に
、
そ
の
主
張
な
り
立
場
と
い
ふ
の
を
明
ら
か
に
し
て
、
そ
の
一
環
を
に
な
つ
て
い
く
と
い
う
堂
々
た
る
態
度
で
私
は
郵
政
省
が
あ
つ
て
ほ
し
い
と
思
う
の
で
す。
で
す
か
ら
、
も
し
私
の
推
測
が
誤
り
で
あ
れ
ば
私
は
い
い
と
思
う
の
で
あ
り
ま
す
が
、
多
少
こ
の
制
度
を
創
設
す
る
に
際
し
て
、
民
間
保
險
と
の
刺
激
等
を
考
慮
し
て
、
で
き
る
だ
け
、
こ
れ
は
言
葉
が
悪
い
の
で
す
が
、
保
險
法
の
一
部
改
正
法
と
い
ふ
こ
と
で
、
簡
易
保
險
法
の
一
部
改
正
法
案
と
い
う
中
に
入
れ
て
、
制
度
全
体
と
し
て
新
し
い
も
の
で
あ
る
が
、
全
体
と
し
て
は
簡
易
保
險
中
で
や
る
の
だ
と
、
こ
う
い
う
よ
う
な
多
少
技
術
的
な
面
を
お
考
え
に
な
つ
た
の
は
な
い
か
と
い
う
こ
と
を
憂
え
る
の
で
す。
も
し
、
こ
う
い
う
こ
と
で
あ
る
と
す
れ
ば
、
こ
れ
は
私
は
い
け
な
い
こ
と
だ
と
思
う
の
で
す。
や
は
り
そ
の
辺
の
経
緯
を
国
会
を
通
じ
て
明
確
に
し
て
お
き
ま
せ
ん
と
、
後
々
い
ろ
い
ろ
な
問
題
が
起
き
る
と
思
ひ
ま
す
か
ら
、
私
は
老
婆
心
か
ら
こ
の
立
法
の
精
神
に
つ
い
て
お
尋
ね
し
て
お
る
わ
け
で
す
が
、
こ
う
い
つ
た
ふ
う
な
経
過
に
つ
い
て
、
私
の
危
惧
で
あ
り
ま
す
か
、
危
惧
で
あ
れ
ば
、
私
は
こ
れ
以
上
申
し
上
げ
ま
せ
ん
が
……

○政府委員(大塚茂君) 簡易保険が国
営で営まれておりますので、任意保険
とはいえないが、いわゆる国民保険制
度のな使命を持つておるといふふうに
私も考えておるのであります。今
回の家族保険につきましても、各世
帯、最低この保険にだけは全部入つて
いたいただきたいという考え方でこの保険
を始めたいわけでございます。そしてな
お保険料払い込みの余裕のある場合に
は、今度は一人々々が従来の養老保険
といふふうなものに入つていただく。
それによつて初めて各世帯の保険的保
護といふものが完成される。こ
うい
う
ふ
う
に
従
来
の
簡
易
保
險
と
今
回
の
家
族
保
險
と
を
結
び
つ
け
て
わ
れ
わ
れ
は
考
え
ま
し
て
、
こ
の
制
度
を
始
め
ま
し
た
の
で
、
そ
う
い
う
意
味
か
ら
も
、
や
は
り
一
つ
の
法
律
の
中
で
、
簡
易
保
險
の
従
来
の
保
險
種
類
と
並
ぶ
一
種
類
で
あ
る
と
い
う
の
が
適
当
で
あ
ろ
う
と
い
う
ふ
う
に
考
え
た
わ
け
で
ご
ざ
い
ま
す。
ま
あ
お
つ
し
や
ら
れ
ま
す
よ
う
な
、
い
ろ
い
ろ
の
法
律
の
一
部
改
正
で
や
つ
た
方
が
、
さ
つ
く
ば
ら
ん
に
申
し
上
げ
ま
し
て
通
過
し
や
す
い
で
あ
ろ
う
と
い
う
よ
う
な
点
も
、
こ
れ
は
全
然
な
い
と
は
申
し
上
げ
か
ね
る
の
で
あ
り
ま
す
が
、
先
ほ
ど
申
し
上
げ
ま
し
た
よ
う
な
大
き
な
実
は
考
え
方
か
ら
根
本
は
き
て
お
る
と
い
う
こ
と
で
ご
ざ
い
ま
す。

○鈴木強君 私は個々の条文について
は若干質問がないんです。一つだけは
ありますが、それはさておいて、その
前座になる制度創設に伴つていろいろ
な影響が出てくると思つていますが、そ
の二つの点を質問したい。
この際、お聞きしておきたいと思つ
る。一つは、現在でも簡易保険、それ
から月掛貯金、いろいろ郵政省がおや
りになつておる。この簡易保険の勧誘
については、これは保険法制定以来、
全従業員が非常な努力をしてきていて
と思つております。私もかつて逋信省時
代におりました、みずから一戸々々
回つて募集をした経験があります。が、
當時は一月十円の保険をすれば十円
返つてくるというふうなことで、もつ
て、従業員はある程度仕事が終わつてか
ら一生懸命山の中を歩いて募集にこれ
努めて、また来たかと言つてひやかさ
れるくらい執念深くやつたものです。
それでも年々歳々割当目標といふもの
が相当大になるから、これを消化す
る職員が——経営者といふものは、これは全
職員の努力といふものは、これは全
職員が——経営者といふものは、普通の
職員といふもの、これは並み大抵の
努力ではないと私は見ております。で
すから、こ
う
い
う
制
度
が
今
度
で
き
ま
す
と
、
職
員
の
勧
誘
の
範
圍
と
い
う
の
は
相
当
大
な
態
勢
が
あ
り
ま
せ
ん
と
、
所
期
の
目
的
を
達
成
す
る
こ
と
は
困
難
だ
ろ
う
と
思
う
の
で
す。
で
す
か
ら
今
日
の
簡
易
保
險
の
募
集
に
対
す
る
困
難
と
い
う
の
が
あ
る
と
き
に
、
そ
れ
に
加
へ
て
こ
の
新
し
い
制
度
を
取
り
入
れ
て
い
く
と
い
う
こ
と
に
な
り
ま
す
と
、
ま
た
そ
れ
以
上
の
苦
勞
が
ふ
え
る
わ
け
で
あ
り
ま
す
ね。
で
す
か
ら
、
こ
の
制
度
を
施
行
す
る
に
當
つ
て
要
員
対
策
な
り
従
業
員
に
対
す
る
特
別
の
配
意
な
り
に
つ
い
て
は
、
郵
政
省
と
し
て
ど
う
い
う
構
想
を
お
持
ち
に
な
つ
て
お
ら
れ
る
の
か
、
こ
う
い
う
点
を
ま
ず
一
つ
承
わ
つ
て
お
き
た
い
と
思
う
の
で
す。

○政府委員(大塚茂君) 御意見ごもつ
ともでございまして、簡易保険の募集
目標が、家族保険を実施したためにふ
えたという分について、それだけよけ
いに働かなければならぬというふうな
ことになりましたが、他面から考えま
す、大衆の要望するよう新しい一つ
の商品ができた。従つて勤めにいきま
す場合に、大衆が従来心の底に欲して
おつたけれども、そういうものがな
かつたために断つておつたというの
が、今回そういうものにぶつかつた
というふうなことで、かえつて保険の種
類がふえたために募集がしやすくなる
という面もあるように私は私どもは考
えておるわけでありまして、いざにしま
しても、より一その成績を上げてい
かなければならぬと、従来から非常
に苦勞いたしておりましたので、こ
の上やりますためには、何らかの措置を
考えなければいかぬといふことで、い
ろいろ努力をいたしたのであります。
が、実は今度の新種保険のために、人
件費の面におきましては、周年の賃金
として三百名足らずのものが取れた。
その他周知宣伝費、奨励費、契約雑費
といふようなものが若干取れたとい
うことで、少しではございますが、多少
やりやすくなるというふうな考えてお
るわけでございます。

○鈴木強君 三百名の職員の増加を、
この予算を見ますと、出ておりますの
は、大体お答への通りと思つて、こ
れは焼け石に水どころではなくて、太
平洋に一つかみの粉をばらまいたもの
だと私は思ふのです。ですから、今
郵政局の局所の数は幾つあるのです
か。全国でこの簡易保険を募集する対
象になる局は。
○政府委員(大塚茂君) 郵便局全部で
一応取り扱ふという建前になつており
ますが、実際に外部に対して募集に当
るといふのは集配局ということにな
ております。集配局の数がたしか全部
で大体六千足らずであります。
○鈴木強君 六千の局に三百名の人を
どう配置しようといふのですか。
○政府委員(大塚茂君) これはなかなか
配置上むずかしいのでござい
ますが、結局、小さな局にはさしあたり配置
は困難でございまして、今年はまだ事業
創始であり、どのくらい伸びるかとい
う目安もつかないので、そういうふう
な減員の結果になつたのであります
が、ことしの伸び具合を見て、また来
年は一つ増員に努力をし、何とか潤い
を見出したいといふふうな考えており
ます。
○鈴木強君 この三百名は、予算折衝
の結果最終的にきまつたのだと思つて
おりますが、郵政本省が大蔵省に要求し
た、この制度創設に伴つて増加すべき
あなたの方の最初の案は幾らであつたの
ですか、定員は……。
○政府委員(大塚茂君) 予算の折衝過
程ではいろいろの数字が出ております
ので、まあ政府内部のいろいろ内輪の
ことを申し上げるのもどうかといふ気
がいたしますが、われわれは、家族保
險だけで大体目標を三億といつたしま
したわけでございますが、ところが、目
標の方が削られたといひますか、その
三億に對するものとしては二億でござ
います。しかし、そのうちの二億は、
従来の簡易保険の目標がこちらに移り
かゝるであらうといふことでござい
ますので、純増としては一億の増加し
か認められなかつた。それに従つて増
員関係も、まあその割合以上でござ
います。が、査定をされた、こ
うい
う
こ
と
で
ご
ざ
い
ま
す。
○鈴木強君 これはちよつと算術計算
をしてみると、三億で千七百名とい
うことになる、一億では、その三分の

一ですから五百六十でなければ、少くとも一億の目標を、かりに修正決定されたとしても、これはつじつまが合いませんよ。そういう人員といいますが、措置も十分にやらずにこれをやろうとするところに、私は将来非常に無理が起きてくると思うのです。これであなた方は実際の自信があるのでしょうか。将来また非常に従業員のオーバー・ロード、まあ超過勤務手当がどのくらいふえたかは予算書を見ればすぐわかりますが、超過勤務手当で事足りるということも能のないことです。やはり三億が二億に減り、一億に減らされたということは、それはいい、やむを得なければ……。それはやむを得ないのですが、その目標を削られたことに、まあ百歩を譲ったとしても、それに即応する要員配置というものがなければならぬ。逆に目標額が伸びていくとそれを消化していくという場合の定員と、目標額がしばらくしてそれをやっていく場合の定員とは、むしろ額が多くなって、多少人が減ってもやっていく場合の方が、やり方としてはいいと思う。しかも、一億に削られて三百名しかとれない。二百六十、二百七十の人は減りますよ。これで一億のあなた方の確信を持ったこれらの見直しとして、法案が通った場合に、それをやるだけの自信があるのでしょうか。私は相当危険性があるし、また依然として従業員のオーバー・ロードによってやられることになつて、制度そのものが生かされないような気がするのです。そういう危惧を持つのです。その点はどんなふうに判断をされているのですか。

○政府委員(大塚茂君) 先ほど申し上げ

けました数字は、われわれの最初の要求数字というのは、われわれが理想的な姿を描いて要求した数でございます。おっしゃられますように、その目標の減つた以上に減員修正を受けたという結果になりましたが、なお、いろいろ集金の合理化、その他多少われわれとしてやるべき合理化の余地もございますので、そういう点等も努力をいたします。何とかこの程度の目標は、やれるように考えておるわけでございます。

○鈴木強君 大臣がおられますから、政務次官にお尋ねいたしますが、あなたは政府の一員として、この制度を提案してきたのですが、その事務当局がこれは一番詳しいので、事務当局が立案されたことは非常に正しいと私は思ふのです。その確信を持ったものを認めてやらなければ、結局どこかに無理が出てくると思う。それは集金の合理化とか、そういうことは事務当局で初めて初めから考えておられて、そういうことで数字をはじいたのでしょうか。まさか減らされたから集金の合理化というところに気がついたということだとすれば、これは保険局長、怠慢だと思ふ。私はそうでないと思う。そういうことをあらかじめ頭に入れて、合理化できるものは合理化して、その上に立つてですね、これは千七百名なければ三億の目標は達成できませんよ、こういう事務当局の確固たる自信に基づく案が出されたと思うのです。それを目標を減らすということに名をかりて基本的な立場を貫かれていないということでは、これはあまりにも政府として酷ではないですか。そういう大事な点をどこかでカムフラージュしておいて、そ

してさあ通つた、やれよ、やれよと押しまくるということは、はなはだ無責任です。一億になったらなぜ五百六十名にしかかつたのですか。

○政府委員(廣瀬正雄君) 要員の確保につきましては全く御指摘の通りでありまして、私も保険関係につきましても、新しい家族保険を創設することでありまして、この関係でぜひとも千七百名程度はほしい。郵政全体といたしましては、すでに御承知のように一万名以上の新規の定員の増員の要求をいたしました折衝いたしましたのでございまして、御承知のように定員の増員というのには極度に押えておりますし、特別会計におきましても、大抵さような方針のつとりまして強い規制を受けなくちゃならないというように、ことに相なつたのでございまして、新種保険の關係におきましては、わずかに賃金要員といたしまして二百八十九名でございまして、三百名足らずの増員を認められたという程度で、まことにこの点は遺憾千万に思つております。私どもの努力の足らなかつた点も遺憾ながら認めざるを得ないと思つておりました。非常に反省いたしておるわけでございまして、絶えず郵政事業の定員の問題につきましては、今後なお一そう大蔵当局その他に、スライディングで、かような郵便とか保険とかいふような仕事につきましては、事業量の増加に伴つて自然に当然増員を認めてもらふというふうなシステムを確立すべきじゃないか。かような努力を平素からいたすべきだというように考えておりますけれども、まことに遺憾な数字の獲得でございましてすけれども、ただいま保険局長からお答え申し

ましたように、いろいろ合理的な方策を考えまして、また実際の局の数は先刻局長からお答えした通りでございまして、けれども、具体的に検討してみますという、何分しかふえないというふうな局がございまして、その累計が理想的に申しまして千七百名になりまして、具体的に各局別に申しまして一にならぬ、何分だといふような数字の算出もできますわけでございます。それは全然増員をせずにがまんしていかねばならないというふうなことになるわけでございますが、非常に苦しいわけでございますが、しかも労働過重といふことを非常に心配されましたのでございまして、従業員の御協力をいただきまして、できるだけ合理化しまして、実績を上げた、かように考えております。まことに遺憾に思つておりますことは事実でございます。今後大いに努力をしたいと思います。

○鈴木強君 次官にそうあやまれちゃうと僕らも困るのだけれども、しかしこの制度創設に伴つて私は当然、要員対策といふものは十分考えられておつたと思つたのです。ところが聞いてみると、賃金要員だといふことになると、なおおかしです。これは正式な定員として増加していくということになるとわかるのですけれども、この制度が二年、三年の時限立法でおやめになるならこれはいいですよ。そういう場合には、これは臨時賃金要員でやりになるというところ、これはあり得ると思ふのですが、そうでなくても臨時職員の問題が今日やましく言われていて段階で、たとえば雇用の安定とか言われているのです。ところが、せっかくこういう制度ができて、恒久的

に続くものであれば、なぜその必要な措置ができないのですか。私は合理化をする点は大いにあると思ふ。たとえば郵政省にしても、どの官庁にしても、それはいろいろと御工夫いただければ、定員配置その他について多少私は弾力性があると思うのです。そういうことは、あえて私は国民の輿望に沿つてやらなければならぬこともやつていただいて、今の官庁組織に対する国民の批判というものを克服する努力は、これは一つやつていただかなきゃならぬと思ふんですが、これは少くとも、新しく制度ができてこれから恒久的に続くという事業ですから、それをしよつぱなから三百人の賃金要員だけでやろうというふうな、これはわれわれ、ほんとうにどういふことになつてくると、これは重大な疑義を持ちます。そんな基礎のないところに家を建てるなんというところは、これは政府の当事者として、努力の足りない点は足りなかつたかもしれぬが、現実問題として、この法案というものが立法化され、制定されて生きていくわけですから、そういう段階で、一番大きな大もとになるそういう基礎ができていないということになると、私としては相当に疑義を持ちます。せめて、この三百名が本定員として認められていくならまだいいが知らず、そういう賃金要員とし、身分の不安定な、風にそよぐアシのような、そういうことであれば、どうも自信に満ちた提案とは私は思ふぬと思ふんです。これは将来もあることです。十分に一つ、政府当局において立法された趣旨を、しかも、一番当事者である保険局長以下の立案というものの趣旨を検討されてみ

て、もちろん、その中に、神様でないですから、算出の基礎の中にもあやまちもあるかもしれません。しかし、私は、出たものは権威のあるものだと思っておりますし、そういうものを少くとも生かしていくという方法でないといけないと思うので、これは今後また一つ問題を残しますが、これは非常に私は遺憾なことだと思います。

それで、この募集をして、従業員に何か手当が出るんですか。昔は何か一回分の掛金か何かもらえたんですか。今はそういうことはないんですか。それからもう一つ、集金をしますか。従業員が。昔もその集金に対して幾らか手当が出たんです。そういうふうなことは今はないんですか。

○政府委員(大塚茂君) 保険の募集につきましては、現在やはり募集手当を支給いたしております。普通局でいいますと、第一回保険料の六割、それから特定局ですと、第一回保険料の十一割というふうなもの、そのほかに、現在でございますと、八万円以上の高額保険金額の契約をとった場合に、いわゆる高額手当と称しまして、保険金額の千分の二に当るものを加えるということになっております。ただ、集金人につきましては、現在手当は出しておりません。

○鈴木強君 いつから出せなくなつたんですか。

○政府委員(大塚茂君) 戦後、集金については手当を廃止したように記憶いたしております。

○鈴木強君 民間の保険会社の場合には、相当にこの募集の労に報いる報奨制度があると思うんですね。ところが、今お聞きしますと、普通局で六割、特

定局で十一割と、こういうのでは、民間と比べて私は少いように思うんですがね。これは民間と郵便局、郵政省と比べたパーセンテージはありますか。研究してみたことはありますか。

○政府委員(大塚茂君) 数字もございませんが、大体、民間と給付の体系が異なっております。私どもの方は、固定給といふものに重点を置きまして、固定給を、民間に比べますと非常に高くいたしております。従つて、募集手当の方は割合が低いということになります。民間の方では固定給を非常に少くいたしまして、それで募集手当を多くしておるといふことでございまして、私どもは、むしろ私どもの給付体系の方が安定性があるし、民間の保険に比べていいじゃないかというふうに考えておるわけでございます。

○鈴木強君 局長の言われるように、私はいいとは思わないですね。これは保険を募集するといふことがいかに至難なものであるか、これは簡易保険と民間の場合は、その額においては違いますが。しかし、簡易保険に入り、民間に入り、もう国民は大体きりきり舞いのように入りかかれています。わかれわかれと私は思ふんですね。わかれわかれ昔から保険を幾つか持っておるんですが、戦後、貨幣価値も下つて、これを整理するのにもどうにもならぬものだから、そのままやつておりますが、これは実に複雑ですよ。これは民間会社がなぜ歩合制といふものを採用しておるかというところ、結局、募集意欲をそそぐためだと思ふすけれども、しかし、それにしても、努力すれば、その努力が報いられるびんとした報奨があ

る。だから多少苦しくてもやるのです。国家でやる場合には、もちろん、最低保障といふものを確立する、その上に立つて考えられることが正しいと思ひます。しかし、保険の募集をするこの苦勞といふますか、そういうことに報いるための一つの制度でしよう。それであれば、私は、民間と比べて決まていいとは思われないです。総体的な収入を比べた場合に、これは民間の場合には、郵政省の何倍、場合によつて何十倍という収入があるんです。やり方によつては、なるほど、最低生活を保障するといふ政策的な面からいふと、こういう報奨的な、請負的なことは反対ですけれども、しかし、簡易保険といふか、保険制度そのものの困難な理由から、そういうこととこの制度が行われておると思ふんです。ですから、決して六割は一般から比べていいとは思われない。僕はそう思ひますけれども、これは見解の相違ですから、論議のあるところでしようけれども。

そこで、従業員の態勢といふものは今言つたようにない。あとは目標ですけれども、あなたは、最初は大きくはつきりした目標も立てない、こういうことを言つたのだが、そのあとの質問から、三億が出てき、二億が出てき、一億が出てくる、こういう格好になつてくるのですから、あなたの言われるように、こういうような制度は国民の待望しておつたところだ、だから、かえつてこれが出た方がやりいという考え方、これは私は部分的にはそういうことは言えると思う。しかし、必ずしもこの制度ができたので非常に募集しやすくなるというところは、

これは三億になるか、二億になるか、これはこういうコングリットされたような基礎のない中にやろうとすれば、大した目標は立てられないと思ふ。少くとも、この制度を創設する場合に、保険数理的に皆さんはお考えになると思ふ。これは少くとも一年、二年のことじゃありません。少くとも三十年、三十七年、五十年という先を見越して保険数理といふものを立てない、こういう制度は成り立たないと思ふ。最初から一億円といふように削られて、皆さんの持つておる構想が三分の一になつておる。それで保険数理的に、今の保険金額で実際に運用していつてうまくいきますか。そういう自信が持てますか。その基礎はどこに置いてあるのですか。そういう構想があると思ふんです。なければもうそだと思ふんです。そういう構想を保険数理的に一つ説明してもらいたいと思ひます。

○政府委員(大塚茂君) 最初の年は、先ほど申し上げましたように、家族保険としては、保険料月額で二億円ということになつております。二億円で、その収支が償うのか、幾らになつたならば収支償うのかというふうな問題でございまして、まあ、われわれの計算からいいますと、相当な、最初、計算の基礎に余裕を見てございまして、二億でもそれは成り立ち得るようになつております。しかし、最初の年度は、いろいろの経費その他のあれがかりますので、必ずしもそういうかぬかもしれません。しかし、まあ事業を新しくほんとうに始めたといふことでなしに、従来やつておる事業とあわせてやるということでございますので、

そう最初からたくさんかかりませんので、収支としては成り立ち得る。しかし、これでは十分でございませんで、われわれとしては、さらに来年度は五億、その次は八億といふふうに、目標をふやしていきたいといふふうに、計画をただいま立てておるわけでございます。そして、余剰が出てきたら、国の剰余金は配当として加入者に還元するようにしていきたいといふふうに考えておるわけでございます。

○鈴木強君 これは時間の関係もありまして、ここで一々保険数理的な何年間の統計額をお聞きするのは時間のロスであり、私はここではやりませんが、一つ資料として、皆さんの方で最初にお立てになつた構想、三億の場合ですと、三億の場合に、過去これから将来何年間にどういふふうな募集の見込みで、どういふ資金の蓄積になり、それがどういふふうな運用されて、そして幾ら配当が何年目になつたら出てくるのか、そういう長期構想がなかったらうそでしよう。少くともこれがなければ、この法案は私たちが審議できないといふふうに思つてゐるのです。ですから、私はそういう詳細な資料をきよは委員長を通じて要求しておきますから、できるだけ早い機会に御提出を願つておきたいと思ふ。そうしますと、平均年令も延びておりますし、従来の簡易保険の場合にもおわかりだと思ひますから、大体どの程度の死亡率か、それから脱会者がどのくらいあるのか、そういうものをなお究服して、長期の運営計画といふものは当然立てなければならぬと思ふのです。ですから、その点の一つあとから

これは三億になるか、二億になるか、これはこういうコングリットされたような基礎のない中にやろうとすれば、大した目標は立てられないと思ふ。少くとも、この制度を創設する場合に、保険数理的に皆さんはお考えになると思ふ。これは少くとも一年、二年のことじゃありません。少くとも三十年、三十七年、五十年という先を見越して保険数理といふものを立てない、こういう制度は成り立たないと思ふ。最初から一億円といふように削られて、皆さんの持つておる構想が三分の一になつておる。それで保険数理的に、今の保険金額で実際に運用していつてうまくいきますか。そういう自信が持てますか。その基礎はどこに置いてあるのですか。そういう構想があると思ふんです。なければもうそだと思ふんです。そういう構想を保険数理的に一つ説明してもらいたいと思ひます。

ぜひ出していただきたいと思うので

委員長よろしくごさいいますか。

○委員長(手島栄君) この法案の審議

がありまますから、できるだけ早く……

○政府委員(大塚茂君) 一応の数字は、差し上げました法案のうしろに、ことに第十五表に「家族保険の収支見込」ということが、昭和三十三年までの概略は出ておりますが、しかし、仰せられたような詳細のものではありませんので、できるだけ早く努力しまして、差し上げたいと思います。

○鈴木強君 これは簡易保険の実績でもって作ってみて下さい。もしできるなら、民間の死亡率とか、そういうもの、これはわからなければいいのですけれども、もし参考のためにわかつたらそういう点もあわせて、御苦労ですけれども、作ってみて下さい。

それから、もう一つ、私は基本的な問題としてお尋ねしておきたいのは、この資金が現行法上資金運用部資金に、簡易生命保険の積立金に入っていきます。この運用については、これは非常に問題があるのです。私たちは、客観的にいって貧困世帯の人たちが苦勞して掛ける掛金というものがどう運用されていくかということについては、これは加入者は非常に大きな関心を持っておりまます。現行の郵便、保険——簡易保険の積立金制度についても、一億ともいい、二億ともいい、三億ともいいのだが、長期計画が出ていぬと私わがりますが、そのときでもいいんです、この資金というものがどういうように運用されて、これがどういうように還元されていくのかというのが大事

な関心だと思ふ。零細な世帯から集めた金というものは、今日では資金運用部資金に入ってくる。そうしてそれが大資本に奉仕をしているというのは、思ひやめて矛盾した運用がされていると考へておるのでございいます。

○政府委員(廣瀬正雄君) 簡易保険の吸収されました保険料、簡易保険の積立金になるわけではございいますが、その運用につきましましては、御指摘のように大衆からいただいた、しかも、郵政従業員、の非常な努力によつて獲得した資金でございいますので、郵政省が郵政省独自の見地からこれを運用したいというところが、長年の念願であつたわけ

でございまして、御承知のように、昭和二十七年、八年のころ、皆さん方の御協力によりまして、一応運用権が郵政大臣に返つてきた格好になつております。つきましまして、私も考へまして、は、明年度の財政投融資の計画の樹立につきましまして、私も考へまして、

どうも大蔵省が一方的に勝手に運用の対象をきめたり、資金の目標額を勝手に変更したりするようなら、私が必ずしもなかつたではないと思つております。この点は非常に私も遺憾に思つておりまして、当時さうなことを私ども非常に憤慨を感じましたわけ

でございまして、郵政大臣から大蔵大臣に、書面あるいは口頭をもつて強く申し入れをしていただいたのでございまして、今後簡易保険の積立金の運用につきましましては、郵政大臣の運用権を十

分尊重して、緊密な連絡をとつてやつていくというふうな向うに意思表示もいたしておりますわけではございいますから、さうなこともございいます。今後十分緊密な連絡をとりま

○鈴木強君 決意のほどはわかりましたが、現行簡易生命保険の積立金は、まあこれはいろいろ次官のおつしやつたような経過を経て、郵政大臣に運用権が戻つてきたのですが、この運用について、何か委員会みたいなものを作つておるのだらうと思ふのです。省

○政府委員(大塚茂君) 戦前におきましては、郵政省独自の運用委員会というものがございまして、戦後におきましては、戦後といひますが、運用再開後におきましては、内閣の資金運用部資金運用審議会に運用の計画を付議するということになつておりまして、郵

○鈴木強君 郵政省からはだれが委員に出てゐるのですか。

○政府委員(大塚茂君) 審議会の副会長として郵政大臣が出ておりまして、それから委員として事務次官が出てお

○鈴木強君 委員全体の構成は何人で

○政府委員(大塚茂君) ただいま正確な数字は覚えておりませんが、たしか十二人くらいだつたというふうに一

○鈴木強君 その重大な簡易保険の運

用に対しまして、資金運用部のこの審議委員の中に郵政省が六分の一程度の委員しか持てないというところは、これは非常に重大問題だと思ふのです。今次官のおつしやつたように、従業員

と努力によつて、しかも零細な人たちから集めた金の運用に対しまして、郵政大臣に運用権がありながら、郵政大臣が副会長で、あと事務次官が一人委員のメンバーに入つてゐるというふうな

ものが通らない。あれだけ苦勞をして郵政省に持つてきたつて、運用の面においてまるきり自分たちの意見が通らなくてしまふような結果になるのも、私は審議会の運用の今の組織の問題があると思ふのです。ですから、次官のおつしやつたような構想があればなおさらのこと、この審議会のあり方につ

いてもう少し再検討する必要があるの

○政府委員(大塚茂君) 現在の資金運用部資金運用審議会におきましては、大蔵省の資金運用部資金も当然かかるわけ

でございまして、これも大蔵大臣が副会長で、委員は大蔵事務次官だけという

○政府委員(大塚茂君) 現在の資金運

でないかというふうな点等も考へられるのでありまして、そういうふうな点をなおわれわれとしては研究をいたしていきなさいというふうに考へてお

○鈴木強君 小野次官こちらへ来て下さい。次官は審議委員の一人です

から、この機会にちよつとお尋ねをして

○説明員(小野吉郎君) 今の委員会の運営の問題と申しますよりも、その前に問題があるよりあります。運用が復元されます前に、まだ簡易資金も資金運用部の貯金その他の資金と同時に

自で大蔵省だけでやるのではないのだという態勢を作る格好をとりまして、

内閣にこの審議会を設けております。内閣総理大臣が会長になつておりまして、

立案は郵政省がいたしまして、その審議会にかけるのでありますが、別個に郵政省独自の委員会にするか、あるい

は今の委員会を利用するか、いろいろ問題はあつたわけでありましたが、大蔵関係も独自に大蔵省の委員会を持つてゐるのではないから、内閣はそれの運用審議会を利用しているの、簡保の方はその方を利用したいといふので、その当時話し合いができてまして、内閣所屬の運用審議会にかけておるわけでありまして、かけておるわけでありまして、この運用審議会には、大体的な大枠がきまりましたあとの運用の条件とか、その他の問題があるわけでありまして、簡保資金に關して郵政省で作りました原案は、委員会へかかる前に幹事会がありまして、その幹事会には簡保局長と貯金局長が出ております。大体におきまして、郵政省の原案は、幹事会で作り上げました大體郵政省の原案通りにいっておるようでありまして、このことは、非常にこの辺のところは技術的な問題になつて参りまして、むしろ前段の、どんなふうにか各公団あるいは公庫、その他政府機関に配分するかという問題は、今日の財政投融資計画が予算の編成とらにはらになつておりまして、非常に短かい期間にそのような作業が進むわけでありまして、そのようなことで、各政府関係機関なり、あるいは公団、公庫等に対するそれは、予算の編成にマッチをいたしまして非常に進むわけでありまして、この過程に非常に遺憾の点があります。このことは、例年いつも経験をしておるわけでありまして、これは大いに將來も改善をいたさなければなりません。

で、われわれの方の大蔵から大蔵大臣に強く申し込んでおります。これに對しまして、將來は郵政省のそういう立場を非常に尊重いたします。こういうようなご意見もあつたわけでありまして、そういうところ、もう大ワクのそういう問題とはほとんど片づくわけでありまして、しかも、この問題は、事前に審議会にかけるべき筋合いのものであります。予算の編成と非常に密着してゐる関係もあつたので、従来の例は、大體審議会の方で、事後報告になるのが例であります。そのうして見ますと、審議会であつたときめき問題は、そういう公団、公庫の融資に対する当初の計画を変更する必要がある場合、あるいは主として貸付に對するそれが、起債の認可と並行いたしまして出てくるのがせいぜいでございまして、そういうようなことで、審議会の運営自体をいたしまして、當省の言ひ分は大體において通つておるといふのが実状でございます。

○鈴木 強君 郵政大臣、今の御経過は、あなたお聞きになつたと思つては、今お聞きしていると、非常に大蔵省というか、要するに政府全体として、あなたも閣僚の一人ですから、運用資金の年度計画といふものが、今年も五千億ぐらいあるのですが、私たち予算委員会ではこれを審議する場合でも、つくづく思ふのですけれども、こういう金の使い方をもう少し考えなければならぬといふことを感じますけれども、特に簡保保険の問題等については、もう大體資金はこれだけある、大まかにこれをこつち持つてきて、そうして財政投融資の問題で、こうや

るのだといふことをほかつときめておいて、そうして今度は審議会の方に持つてきたつて、これはあなた逆です。むしろ各審議会の、それぞれの専門分野から人が出てゐるのですから、そこで簡保保険についてはどういふふうな使い方をしたいという構想がまづまづ、それに基いて政府が財政投融資計画を立てるなら、これは僕は至当だと思ふ。それでなければ、今の審議会に郵政大臣の關係としての悩みと、今度、郵政省の簡保保険の運用権を持つてゐる運用資金が郵政大臣に反つてきたつて、それがちつとも生きてこない。そういう矛盾を感じておるなら、もうちよつと私は、閣僚ですから、財政投融資の年度計画を立てる場合に意見として出して、それが正しいものであれば、大蔵省が来年予算をやるから頼むといふような、そんなお茶を濁されて、唯々諸々としておるというところは、これはちよつと私はおかしいと思ふのです。もうちよつと審議会の運営といふものに対して検討を加へ、自主的に簡保保険の運用についてはどうありたいという思想を生かしてやるような方法をとつていただきたいと思ふのですが、この点はどうですか。

○國務大臣(寺尾 豊君) これは全く御所見の通りだと思つて、従つて、この三十四年度の予算編成あるいは財政投融資、それに對して、いわば大蔵省がほとんどその予算編成に藉口してゐるか、財政投融資といふものの中の簡保資金といふものを、ほとんどそれを先にきめてしまつて、その間私は数次にわたつて大蔵大臣、それから主計局長等にもかなり強力にそれは要望をしたのですけれども、もうそういうことは、ああいう編成途上において、何といふのでしうか、言葉では了承したようなことであるけれども、ほとんどどんなに一方的に進めていってどういふ結果になつたといふことは、私としては非常に責任重大だと思つて、また、きつめて遺憾だと思つておりますが、大蔵大臣も、このことについては、私の立場も非常に申しわけがない、それから特に、参議院から出てゐる政務次官の佐野君が、このことには全く自分としても非常に大きな責任があるのだから、次には、まあ、あなたは、今さらおそいとおしやるけれども、おそくても、この次に、特にこの簡保資金の運用については郵政大臣の意見、これを十二分に入れてやるから、今回のことに限つてはぜひ一つそれは御了承が願ひたいといふことは、特に佐野政務次官が来年の、いわゆるこの次にはということの、非常な反省をされて、私に了解を求めにきたのですから、私もそれをさらに追及するといふことでなくて、これだけはもう歴代郵政大臣の、ほんとうのこれは責任の問題でもあるし、わが党からも、これは新谷先生なんかに何回か注意を受けた問題でもあるし、また、野党の皆さんからも、非常にきつて歴代の大蔵が最近特に注意を受けておるのですから、これはもう肝に銘じて、われわれもこの次には、それこそ、まあ私はもう長いとはもちろん思ひませんが、申し送つて、また事務当局の部局長、次官等はまた残つて来年のことでもやらなきゃならぬという立場の人もありますからして、私としては、次回こそはこういう点を根本的に一つ大蔵省のやり方とい

て、こういうときには一つ大いに政府に圧力をかけるようなことを——これは圧力じゃないですよ。毎年同じことを言っているのですよ。毎年大蔵省の方が言っている、それでごまかされていく。それじゃいかぬのですから、これは来年編成のときには、われわれは重大関心をもちて見たいです。それから、われわれも監視しますけれども、大臣も、もしやめられても、もちろんなんですが、自分の在任中でできなかった罪滅ぼしくらいのことを考えて、積極的に一つこれは御協力をいただきたいことを、私は国民の立場に立つて強くあなたにお願いをしておきたいと思うのです。

それからこの簡易保険の積立金の中で、今貸付制度があるでしょう、加入者に対する。こういうものは積立金の総額の中で何があるのですか。何ぼあつて、その中から何ぼそういうものに関係しているのですか。

○政府委員(大塚茂吉) 契約者に対しては貸し付けにつきましては、要求に応じてお貸しをするということにいたしました。来年度の計画で申し上げると、九十四億の大体予定を立てております。本年が八十二億でございます。

○鈴木重吉 三十四年度が……

○政府委員(大塚茂吉) 三十三年度が八十二億で、三十四年度が九十四億の予定にいたしております。これで大体十分まかなえるということでございます。

○鈴木重吉 総体の額は今幾らになりますか、今まで積み立ててある。

○政府委員(大塚茂吉) 三十三年の十二月末で申しまして、資産総額が四千

八百四十三億でございますが、そのうち契約者貸付が三百三十億でございます。

○鈴木重吉 この八十二億といふ九十億といふ、この八十二億については、前年の三十二年の実績といふものを勘案しておやりになったと思うのですが、これは制度から見ると、本来の目的ではありませぬけれども、しかし、他から高利の金を借りるよりも、自分のかけた金を自分で利子を払って借りるなんていうことは愚の骨頂だ、しかし、それでもそれをやらなと生活の保てない人がいるわけですね。だから、これは希望者があつたら、原則というか、無条件で貸し出すということではなればいかぬと思うのですが、それが、かりそめにも運用資金総額の中で、今日まで三百三十億程度になつておるようですが、そのワケがいろいろな面から制約を受けて、借りたという加入者に対する貸付ができないということがあるといひけないと思ひますが、私たち考えてみますと、必ずしも全部が全部申し込んだから気持よく貸してくれたということではないようなんです。かなり難くせをいわれるように聞いているのですが、そうすると結局八十二億といふものでは額が足りなかつたのじやないかという危惧を持つわけなんです。が、あなたの方ではそういう点については全国的な調査をおやりになつていふと思ひますが、大体申し込んだ人には原則的に貸付をしている、こういうことでございませうか。

○政府委員(大塚茂吉) 契約者貸付につきましては、まあお貸しいたしますと、大体返らなくて解約になるとか、あるいは最後に支払う保険金から差し引くということになつて、保険の効果を非常に減殺するといふような点もございまして、一時なるべくおやめになつてはどうかと云々といふようなことをお勧めした時期もございまして、昨年あたりから一切そういうことはしないといふことにいたしました。御希望によつてきめられたワケ内、ワケ内と申しますか、要するに法規で定められたその個人々々について限度内でございまして、御要求に応じてお貸しをするといふふうにしております。

○鈴木重吉 この点はたしか局長のおっしゃつたような点が實際問題としてあると思ひます。貸してやれば返さないもので、最後に保険金で相殺するとか何とかいふことで、本来の保険制度の意義を喪失することがあると思ひます。これは大いに論議のあるところですが、しかし、これでもつなぎ資金にもならぬでしようけれども、とつぎの場合に、不幸があつても金がないといふような人たちは、窮余の一策をここに求めてくると思ひます。が、まあできるだけさういふふうには今後も努力していただきたいと思ひます。

それからもう一つだけ、新制度で親子保険みたいなものができるのですが、私は前にもちよつとお願いしたかもしれませんが、例の未亡人が入れないという問題が一つあるわけですね。私は、こういう制度をせつかくお作りになるのですから、むしろさういふ人こそ、ただ、いろいろな問題点はあるでしょう。問題点はあるのだが、そこが多少矛盾するのですが、この社会保

障制度というものの一環を現状こういうところに転換していくといふことは本来じゃないですよ。だから私は無理とは言いませんけれども、しかし、せつかくさういふ制度ができるのですから、むしろその生活に困窮し、多少の貯蓄でもして将来の安定を期していこうといふことで努力をされている、さういふ未亡人世帯と申しますか、家庭について、今度の制度といふものがきつめてひやかすやうな。なるほど、いろいろなやはり保険数理的な問題がからんできますから、困難性はあるでしょうが、何とかさういふ点を救う道がなかつたかといふことを今でも私は考えて、この点が抜けていることを不満に思ひます。どういふわけでもきないのか、もう一回一つ聞かせてもらいたいのですが。

○政府委員(大塚茂吉) 御趣旨もつともございまして、われわれも、この保険を作り出す際に一応考えたのでございまして、今度の保険は、御承知のように予定既婚率とか、あるいは出生率といふものを計算の基礎として使つておるわけでございますが、未亡人については、もちろん、もう結婚はすでにいたしておりませぬし、子供もそれ以上は生まれなないといふような点から、今度の家族保険と全然計算の基礎を別にしなければいかぬといふような点がございまして、それらについての詳細な確信のある統計といふものをとることができなかったというのが、直接の間に合わない原因でございまして、しかし、これにつきましては、衆議院におきまして御要望もございまして、われわれ今後一つ研究を進めまして、できることならば一つ作り

たいといふふうに考えておる次第でございます。

○鈴木重吉 その必要性といふのは感じながらも、保険数理的な問題で入れなかつた、しかし今後検討をしてみたいといふことなんです。が、そこまで立案の御当局がお考えになつたといふれば、せつかくできるこの機会に、さういふ隘路と申しますか、困難な問題を克服して、皆さんに喜んでもらふといふ制度をおとりになつた方が私はよかつたと思ひます。けれども、しかし、まあ法案は提案されておる。われわれ附帯決議をつけるか何をするか、今後いろいろなことを考えてみますが、すみやかにこれは一つ検討していただいて、中途であつても法律の一部改正等をするやかなる機会に一つやつていただくと、さういふふうにしていただきたいと思ひます。

それからもう一つ、その内縁関係ですね。戸籍には届出がないが、實際に内縁関係にあるといふ事実認定ができな場合、これは対象になりますか。

○政府委員(大塚茂吉) 内縁関係については、実は対象にならないといふことになつております。と申しますのは、まあ夫婦の存在といふのを前提といたしておるわけでございます。内縁関係は、その関係が必ずしも明確でないといふことになりますので、たとえば、この保険におきましては離婚した場合にその妻は被保険者の資格を失ふといふようなことになつておりますが、果して離婚をしたのかしなないのか、たとえ内縁関係にあつた妻が亡くなつた場合に、その前に離婚をしておつたのか、それとも離婚しないうちに亡くなつたのか、保険金を払うべき

か払うべからざるかという点等について、非常に不明確な点があり、しよつちゅう紛争の原因になるというよりなことも考えられますので、私もとては、取扱いの簡便その他も考へまして、法律上明確に、しかも取扱ひ上紛争の、争ひのない夫婦関係というものに一応限定して案を作った次第でございます。

○鈴木強君 内縁関係といつても千差万別だと思ふのです。ですから、あなたのおっしゃる通りに、雲をつかむような何ら事実の認定ができないようなものは、これはまた問題外になるかも知れませんが、少くとも明らかに内縁関係にあるという事実の認定ができる場合です。これは、たとえば、その妻に死別された、実際の死亡届出も出ており、戸籍上からも確認されておる。しかし子供がたまたま二十歳になつておつて、おやじの結婚するのでもうもおもしろくないというふうな態度から、現実には正規の手続をとらずして内縁関係を結んでおる人もあると思ふのです。そういうふうな事実が明らかになつてゐる者でも、なおかつ、内縁関係だからここに入れないのだということは、これはどうかと思ひますね。だから、私は、大ざっぱな、ばあつとしたことを言つておるのではなく、事実の認定というものができ得る場合です。現行だつて民法上のいろいろな解釈の中に内縁関係というものはあるわけですが、そういう点から考へてみて、弾力性があつて私はいふと思ふのです。だから、そういうものまですべてを千把一からけに、通俗的にいう内縁関係ということではつぽり出してしまふというのはあまりにも酷では

ないですか。そういう事実認定があつてもだめだということですか。

○政府委員(大塚茂君) 法律上内縁関係もいふことになりまふと、事実上の認定ができるかできないかという点、どの辺に線を引くかという点、いろいろむずかしい問題が起りますので、私もとては、一応明確なものに限定したわけでございますが、なお一つそういう点について研究をいたしてみたいと思つております。

○鈴木強君 そりしますと、一般の保険を勧誘していくでしょう。これは私の妻です。ああそりですか、それじゃその戸籍簿本を見せして下さいと言つてはつきりした正妻であるという、正式に届け出た妻という認定をしななければ、これは募集の加入に応じないわけですか。たとえば、これは私の妻ですと云つて、それを認めてやる場合だつてあるでしょう。一々戸籍簿本を持つてきて、お前は事実妻かどうかというところを認定してやるはずもないでしょう。そういう点非常に今の点と矛盾してゐる。内縁関係についてもある程度事実認定ができますよ、やううとすれば、その辺はどうなんですか。

○政府委員(大塚茂君) 契約を募集いたします際には、一々その関係を戸籍簿本等に際して確認するといふような行為はいたしません。ただ、万一事故があつて支払の請求があつた場合に、戸籍簿本を添へていただく。それによつて、なるほど妻であつたといふことをそのとき確認するといふやり方をとつております。

○鈴木強君 そりすると、法運用上非常に問題が出てきますよ。そんな中途半端な宙ぶらりんなことで確認していいならば、これは内縁関係でもなんだつても同じことですよ。たとえば正妻ですよと言つて入つていて、突然死んだときに戸籍簿本を見たらそりやなかつた。その責任はだれがとるのであるか。少くとも入れるときに確認をして入れなければいけません。こんなあとになつて、十年も掛けてから、そのときになつて掛金ただ取りだといふことが出てくるじゃないですか、その責任はだれがとるのであるか。

○政府委員(大塚茂君) これは法律上婚姻関係であるものでなければ入れないという建前になつておりますのに、法律上婚姻関係でない者が入つてきて、保険金支払の場合に問題が起つたという事になりますと、これは初めから法律の要素に錯誤があつたもので、すから無効になりまして、既払いの保険料を還付するといふようなことになります。

○鈴木強君 それはおかしいですよ。少くとも契約をしたといふことは、郵政省が立ち会つて、郵政省がよろしいと言つて入れるわけだ、募集するときには、そりやう。あなた方はその責任を、法律がこりあつたから、あとになつてあなた方は言つたから知りませんよといふ、そういう無責任なことではつぽり出すといふことは、この制度からいつてもおかしいですよ。そりやう加入するときに事実認定をやらすてから、あつたから、法律はこりやう建前ですから、あなた知りません。こりやう無責任なことは、これはできませんよ。そんな思想だつたら、これは

おかしいですよ。その損害の、掛金だけ還付してやるというの、これは郵政省の責任のがれであつて、迷惑するのは国民ですよ。だからこりやうことをはつきりするならば、やはり加入當時に客観的にそれを確認するとか、いなかあたりだつたら、あそこ家の後家さんとか、入つてゐるかいとか、大体わかるけれども、東京あたりだつたら、隣のおつさんでもわからない。そりやうものを対象にする場合に、非常に煩瑣になりますけれども、法律を犯すことは両方犯しておる。正妻でなければ入れないという法律があるのに、よろしゅうございまして言つて入れて加入を認めるといふことは、郵政省の責任である。あとになつて責任だけを転嫁して、そりやうなから知りませんよという理論は通りませんよ。局長、そんな矛盾した理論は通りませんよ。おかしいですよ。

○説明員(小野吉郎君) 鈴木委員の御指摘の通り、法律上の見解いかんはともかくといたしまして、実際の問題として非常なトラブルを起す問題でございます。加入の際に一々戸籍簿本を、あるいは抄本でも、はつきり確認できるような資料をとればその辺はないのですが、これまた加入者の方に非常な迷惑なことだと思ひます。また募集員の方も、そのような、今日、戸籍抄本一つとるのでも、簡便にはなつておりますが、やはり市役所方面の仕事も、そりやういふそれは間に合ふのであります。そのような煩は避けなければならぬと同時に、将来に問題を残さないようにしなければならぬ。その辺に非常にむずかしい問題がございまして、今のような、全然そり

いうことなしに、本人の申し出通りに、これを正妻なりとして契約を結びまして、たまたま、相当先になつて事故が起きましたときに、戸籍関係の資料を見て、これはもとと無効であつたと言ふのは、これは公共事業として非常に不親切な言ひ方だと思ひます。その辺のところは、非常に実際は困難でございますが、制度の趣旨をよく加入の際に周知をいたしまして、保険には――簡保でもそりやうございまして、民間保険にもそりやうございまして、さいませんが、告知義務といつたようなものがございまして、そりやうな問題で、かりに内縁の妻であつた場合に、これを正妻として入られると、そこでこのやうな問題が起るのです。その問題点は、事前に明快にしておきまして入つていただく。こりやうなことにすれば、多くの場合防げるのじゃないかと思ひます。そのやうな措置は、これは加入の際にせむとらなければならぬと思ひます。そのやうな措置にしまして、もつと確実な戸籍抄本を一々とるよりも、従業員の方も簡便に済みますし、保険に入る方も、手続が簡略で入りやすいといふこともありますので、その辺は、加入の際に制度の内容をよくのみ込んでいただいて入つていただくといふやうな措置が必要だろりと思ひます。

○鈴木強君 まあ事務次官の御答弁でわかりました。だから、この契約をする際に、そりやういふことを明らかにしまして、これは法律的にはそりやうなつておりましたね、法律的には、そりやういふ点はその法律の中にあつたつて、入る人は一々知りませんよ、そんなことは。だからそりやう、次官が認めておるよ

な、郵政省——国家がやる場合に、親切さが足りない、逆に今度は非難が出てきますよ、人をごまかしたということ。いや、法律はこうなつておりますからと言つたつて、それでしたか、なんて納得する人はいないので、しかも、十年もたつてから出てきたということになる。だから、やはり加入の際に、明らかに申込書のごまかしに、そういうものを入れておいて、もしこの虚偽の關係においてやつた場合には、こういうことになり得るといふようにならぬ、これは明確に周知をして、そういうことを了承した上でやつておいてもらふということにしませんと、これは問題があると思ふのです。

ですから、今の保険証書の裏に規則が抜粋したもの載つておりますね。そういう点を技術的に何か考へて、特にゴジックにするとか何かそういうふうにして、加入の際に念を押すというふうな方法をしておきまさんと、しやくし定本にやると、非常にこれは非難を受けると思ふますから、この点は加入の際十分一注意していただくようにお願いしておきたいと思ふのです。

では、これで大体いいです。

○森中守義君 次回の審議のために資料を少しお願いしておきたいと思ふます。

運用資金の監査の状況、その監査の状況の中で、目的外に使われていたのがどのくらいあるのか、それは具体的にどこか。それと、金額にして五百万以上の貸付の状況、これを出して下さい。

それから審議の日程が非常に詰まつておりますから、ややともすると大へん保険局の方でもお困りな点があるか

と思ひますが、これは絶対的な資料要求ということではなくて、希望的な要求ということ、できなければいけないです。でき得れば次回にお願いしたいと思ふのです。監査、これはぜひお願いいたします。

それは、三十二年と三十三年の各郵政局ごとの目標の消化状況、月別にこれはお願いいたします。それから、全国的に各種別の契約の状況、この中で承わりたいと思ふ趣旨は、一体どの程度の種類のものが一番契約者に歓迎されて、しかも一番効率的に契約が行われてゐるか、こういうことを知りたいためです。それから維持の状況、この維持状況の中で、特にお願いをしておきたいと思ふのは、各種別ごとについての種別が一番失効が多いか、つまり契約が歓迎される種類が、逆の面からいけば失効が多いかともわからぬ。そういうものを知りたいと思ふからで、これだけ、今度木曜が定例になつておりまして、そのときに少しお尋ねしたいと思ひますから、できるならばあした、中一日しかありませんので、非常に困難だと思ひますが、あしたの夕刻くらいに届けてほしいと思ひます。委員会に御提出はその後でもけっこうです。

それで二、三承つておきますが、さつきからの鈴木委員の質問に対しての大臣初め皆さんの御答弁で、どうもやはり釈然としません。それは、こういう種類のものが、やはり簡易保険の使命を果していくには必要なものであることは、これはだれにも異存はない。だとするならば、ここ数年前に、あるいはもっと以前に、少くともこの事業が創設されて間もなくにでもこう

いうものは創設をされてしかるべきであつた。しかるに今日までこの新種が設定をされずに、今国会に出てきたといふのは、いろいろ疑つていけば、これは際限がないのですが、あらかた私はこういうふうに考へる。それは、たとへば農協貯金ができた、農協保険ができた、あるいはまた民間が非常に旺盛な意欲を持ちながらやつておる。こういうことに対する郵政省の一つの対策ではなからうかというようにも抗策を。その真意が那邊にあるかは今から承わりますが、私はそう思う。そういう民間あるいは農協等に対する郵政省としての対抗策としてこういう新種のもの、目標の消化が非常に困難であつて、このままの事態で推移していくならば、現行年度の十七億、新年度の十八億もなかなかこれは容易でない。しかるがゆゑにこの目標の消化をより積極的に行ひ得るようなその措置をとるために、この一種の行き詰まり打開といひましようか、そういうことのためにはこの新種が設定をされたのか、この辺のことを一つ。

新種を設定された目的は、先般、寺尾郵政大臣の提案理由の説明の中で一応うたい文句はあります。ところが、うたい文句だけでは承知できない。もう少しほんとうに郵政省が新種設定を必要とする理由を明確にしたいだきたいと思ふのです。それを一つ第一番に聞かして下さい。

○政府委員(大塚茂君) お答え申し上げます。先ほど鈴木先生の御質問にもお答えいたしましたように、簡易保険は、国営保険として全国民に入つていただくことを一応目標としなければならぬ。ところが、現在まだ簡易保険に

も、また民間保険にも全然一人も入つておらぬという世帯が、私どもの調査でいきますと大体三七%くらい残つておる。従つて、この世帯にも保険的保護を及ぼすということが簡易保険の一つの使命であるといふふた考へ方、しかも、それは、現在、民間保険からも農協保険からも一応取り残されておる分野である。従つて簡易保険の使命の普及をはからなければならぬ。そのために最も向いた保険といふものはなにかといふことを研究いたしました結果、簡便な手続で、しかも非常に安い保険料で、全世帯とまではいきませんが、夫婦と子供を一本に被保険者にできる保険といふものが、アメリカその他で三年ぐらい前から始められまして、それにヒントを得てこの制度を作つたといふのが實際でございます。その結果として、私どもが、伸び悩んでおりまして簡易保険の伸びが結果として促進されるということも当然期待をいたしておるわけでございまして、単に民間保険とか農協に対する対抗手段としてわれわれが考へたといふものではないのでございまして。

○森中守義君 いろいろことになりまして、現行年度の十七億の募集目標、これに対して三十四年度は十八億ですね、一億の伸びがあるようです。ただし、十八億、十七億といふのが妥当の目標であるかどうかということについては、これは多分に論議の余地はあります。あるにしても、今大塚局長の話によりますと、少くともこの新種によつて伸びていく、しかも、言葉として表現をすれば、現状の打開がある限り

界までは行くだろう、こういうお話のようですね。そうしますと、この一億の伸びといふのは、これは通常年度においてでもこの一億程度のものは、今まで常時固定した目標でなくて、前年度が十五億であつたら今年は十六億だ、いわば郵政事業の発展とともに、また国民経済が時に膨張してみたり、あるいは萎縮するときはありますが、近來の傾向を見ると、大体上昇線にあるようです。であるならば、この一億の伸びといふものは、何も新種保険を設定したから、それに期待をして一億伸びたといふようには受け取れません。このところの考へはどうなんですか。ことはこの法案が通るといふ前提に立つて、通りはするが、初年度のことであるから完全に思ふようにはいかぬだろう。だから平常年度の、あるいは常時目標設定当時の平常時を考慮に入れて、内輪目にこの目標が出されたのかどうか。そのところはどうか。ことになりまして。

○政府委員(大塚茂君) お答え申し上げます。平常の従来の目標十七億に對しては、非常に困難で、われわれ、また従業員諸君全部が、非常な苦勞と努力をいたして参つておるわけでございまして。しかし、この十七億が、従来の実績が従来のままの簡易保険でも絶対に伸ばし得ないかといふと、そうではなしに、まだ努力によつては伸び得る余地は私どももあるといふふうに考へておるわけでございまして。しかし、それには非常な努力がなければならぬ。今度この家族保険を始めることによりましてその伸び方が従来のものをそのまますばすよりは、先ほど申し上げましたように、未加入世帯三七%

等を対象にして進めるのに好個の保険と考へられますので、非常に伸びやすくなるというふうに考へて、それに期待をいたしておるわけでございます。さしあたりは、先ほど言いました、来年度は二億でございますが、その翌年度は五億と、それから次には八億というふうに伸びていく可能性があるというふうに私も考へておる次第でございます。

○森中守義君　そうすると初年度一億という程度のは、これは特段にこの新種を作ったから急に伸びがある、無理を来たすという意思がないということですね。つまりこういうことですよ、一億の伸びというのが、先刻の大塚局長の答弁からいけば、かなり現状打開に役に立つ、そういう認識をお持ちのようです。だとするならば、この一億の差というものはもう少し伸びてもいいんじゃないか。ただ十七、十八という数字が、それが当を得ているかどうかというのには問題があるにしても、一応お出しになっている目標を肯定をする立場に立つてもいい場合、それは、そういうことが言えると思う。

○森中守義君　これは、この一億に、こゝろは控へ目に、内輪目に、初年度であるから、無理を来たさずに、模倣を見ながらやっていく、こういうお気持ちなのかどうか、こう聞いておる。

○政府委員(大塚茂君)　最初の年でございまして、また、なかなか法律的には複雑な構成になっておりますので、まず第一に従業員諸君にこれをのみ込んで消化していただかなければならぬという点がございまして、それから、部外に対する周知等にも力を入れ

なければいかぬという点がございまして、初年度としてはそういう方面に大部分の月日を使うということになりまして、あまり多くを期待できない。従つて、この程度が一応妥当ではなからうかというふうに考へておる次第でございます。

○森中守義君　十八億は、国民所得のベースはどのくらいに見えておるのか。しかも、全国平均です。都会地とあるいは農村について、勤労者と中小企業あるいは農業という工合に職業別に見たものですか、どういふようなのが根拠になつて十八億というのが出たのですか、国民所得のベースを聞かして下さい。

○政府委員(大塚茂君)　実は目標をきめるときは、国民所得を基準にしましてきめたものではございませんで、多少景気がよくなるということも若干考慮には入つておりますが、従来の経験と、先ほど申しました未加入世帯に対する新分野の開拓等というところから考へて、この程度はそう無理ではなしにやれるのではなからうかという見当からきめた目標でございます。

○森中守義君　これは、これからつてものを言つていられるつもりはないのですが、おおよそ目標を出されるときに、要するに国民のふところを当てにして募集をやるわけですか。大体どの程度ふところに入るだろうという、そういう所得の一応の見込み、あるいは景気、不景気の見込み等が立たなければ、私は目標は出てこないと思ふ。そういうところに鈴木委員もちよつと指摘したように、さらにまた、在来この種問題を審議する際にしばしば問題になつてい

る、つまり国家予算が一兆三千億、一兆四千億と出る。それに対して簡易保険は十八億の新規目標というふうに逆算したところに実は問題があるので、よし、しかし中村次長あたりは保険数理の世界的な名人であるし、すこぶる傾聴に値する御意見をもちこたす。そういう専門の道々の人を擁している郵政省が、片や通産省が、物価指数ほどの程度、国民の所得はどうかということ、これは十分各政府機関に當つてみても整つていられる。そういうふうな環境の中において作業をされるのに、国民所得がどの程度のものであらうかという見当もつけないで目標が出るということとは、私はこの目標の算定そのものに疑問を持たざるを得ないので、今大塚局長の言われるのは、これはどうも調子が悪いのでおつしやらないかどうだか知りませんが、おおよそ私は目標が算定されるには、そのことが重要な要素にはなつていないかもしれないが、しかしある種の要素として、国民の所得はこの程度だ、しかも農村に対しては、米石当り一万何百円、あるいは公務員の給与ベースは幾ら、何が幾らというふうなことが当然に積み重ねられて、それで三十年満期であるとか、あるいは五十年満期とか、二十年満期とか、そういうふうな仕組をとならなければならぬ。今局長のお答えからいけば、何かしら場当たりで、一つの勘で仕事をやりやうになつていよう、な気がして仕方がない。そのことがい

やその場限りでは事業の経営はできない。そういう意味から、明らかに国民所得が勘定に入つていないとすれば、十八億という目標は何だ、こういうことになるのです。その間もう少し光明に答えただけは納得できるかわかりませんが、しかし、今、大塚局長の言われる答へだけでは私は承服できません。その辺の事情はどうなんですか。

○政府委員(大塚茂君)　まことに、おつしやられる通りでございます。一つの目標をはじきます場合に、その基礎になるべき国民所得、経済状況あるいは他の貯蓄目標と、いろいろ競合関係等、日本経済の全体を考へまして、合理的にはいくべきものだということ、は、まことに、おつしやられる通りでございます。それで、なつてはならぬのであります。また、従来簡易保険局としましては、多年の経験からしまして、ただいまお話のありましたような世界的権威の中村次長等が多年やつておるわけでございますが、この権威が多年の経験から見ても、このやり方で間違いないということ、で、今までやつてきておりますので、私も、どうも、しつうとでございます。きめてきて、今までは大体大過がなかったというところでござい

するの、国家予算の逆算をしたのが、こういうものじゃないか、そういうところに問題がある。それは要するに、大蔵省と、いろいろお話をされる際に、どうしても郵政省でも少し、そのことがより健全な事業経営になるというあるものを持つ必要があると思ふのです。それがなくて、やれ十七億だ、十八億だということ、逆におつかふされてくるところに、必要な周知宣傳費もとれない、人もとれない、その他事業経営の命もとれない。とれないというの、大蔵省が最初からワクをはめて、これでやつてくれ、従つて大蔵省は十七億の目標を消化するにはこの程度の経営でよからうという、こと、最初から割り切つていられるものだから、一向に郵政省にとつてはプラスにならない。いわんや国民のためにもならない。こういうことを私は指摘をしたいのです。それと、目標算定の方式には、なるほど、局長も、しつうと、言われませんが、私も中村次長のように、そういう学理的なことはわかりません。わからないが、国民のふところを当てにする仕事である以上、やはりどの程度国民の所得ベースを見るべきかというふうなことは、この目標算定の基準でなければならぬと思ふ。いわんや事業経営の簡易保険においては根本的な問題でなく、いかぬのじゃないか、こう思ふのです。しかし依然として、そういうことが理解はされていても実行できないという、こと、であれば、これまた別な方向から問題にせざるを得ないのです。が、郵政大臣に特に一つその辺の見解をこの際明らかにしておいてもらいたいと思ひます。

○森中守義君　大塚局長、大過があつては大へんです。大過などをやつてもらつちや困る。しかし、私が言おうと

○国務大臣(寺尾豊君)　ただいま局長

が答えを申し上げましたように、これは国民の、簡保並びに普通の生命保険にまだ残されておる三七％というものを対象に、何とか不振簡保その他も伸ばしていきたい。また、新種保険としてはアメリカのそれを一応補正をした、こういうことであります。ただいま御指摘のようなこの算定の基礎といふものについては、御所見のようによろしくお聞き願ひたい。その点がまあ、いわゆる結果といふか、権威者の一つの意見をそのまま取り入れてやうか、こういうところに森中委員の御不満ないしは御質疑の要点があらうかと思ひます。こういう点につきましても、この今回一応新種保険として提出をいたしましたものにおきまして、もう一回十分これを検討もいたさなければならぬ点もあるかと思ひます。からして、これはすみやかにそういう点も答えてまゐるに、いろいろの資料もそろえてきて、次回にお答えをする、そういうようにさせていただきますたいと思ひます。

○森中守義君　まあ次回でもけっこうです。そこで次回ということであればもう一つ申し上げておきたいのですが、やはり近來の保険事業、あるいは貯金も同様でしょう。そういうのを見つけた場合に言えることは、何かコップの中でがさがさやっていると、あまり迫力がない。こういうことを私は考えるを得ないのです。十年一日のような募集方式をとる、あるいは事業経営方式を採用して、事新しいといふものをあまり感じません。新鮮さがなくなつて、これは簡易保険法第一条に定める目的に照らしてみても、やはり私は当を得ないのじやないか、こう思ひます。

じゃ、どうするかということになれば、最近のはやりじやありませんけれども、もう少し保険にしても貯金にしても、この際一つ郵政省は英断を下して、五カ年計画ぐらいは作つてみたらどうですか。今、大臣も局長も、まだ三七％の未契約者がある、こういうお話をですが、一体三七％を年々どのくらいずつ消化していこうとするのか。私は目標の十八億を消化していくというよりも、むしろ未契約者の三七％を、この年次においては何パーセント、次年度においては何パーセント、しかも三七％のうちで山間僻地が何パーセント、都会地が幾らというところまで数字としては出ていっているのです。それを全国まんべんなくおやりになるのもけっこうですが、都会地をこしは一〇％やるについては、これに全部の精力を集中するとか、また半分は山間僻地というやうな、こういうやり方、長期にわたる一つの計画というものが必要じやないかと思ひます。これは私の私見です。

それから、もう一つは、三七％消化してしまつたらどうなるか、こういうことなんです。もつとも満期になつてずつとまた新しい契約者が生まれてはくるでしょう。それと、新しい出生等によつて契約の対象者がふえてはきましようけれども、あらかたそういうものを計画に入れて、それで本年度は何％、次年度は幾らというやうに、五カ年ぐらゐりあえず一つの機会に、長期にわたる事業計画というものが私は必要じやないかと思ひますが、こういうことに対してはどういうお考えですか。そうすると、もう少し定員の問題にしても、事業経営の維持費の問

題にしても、あるいは郵政省、郵政局が行われる末端の練摩、督励の方法ももつと形が變つてくるやうな気がしてくるのです。そういうたうに新鮮味を絶えず吹き込んでおくというやうなことが必要な気がするのですが、まあ最近一向にそれらしい雲行きも感じませんし、ただ、毎年所定の目標を出して、しかも、それは予算から逆算をした目標で、かくかくといひながら、保険局長を始め次長、課長、地方の保険部長や現業の局、課長、あるいは現場の人たちが同じコップの中で動き回っているやうな気がするのですが、まあこれは私の見当違いであれば正すことにやぶさかでありません。どうですか、長期計画一つ根本的に立てるやうな意思はありませんか。

○政府委員(廣瀬正雄君)　まことに一応の御意見だと思ひますが、御指摘のやうに、郵便貯金にいたしましても簡易保険にいたしましても、最近いささかマンネリズムに陥つていっているやうな御指摘でございます。まあさうな感じが私どもいたさないわけでもないのではありません。そこで、まあ私どもといたしましては、簡易保険の将来のあり方ということにつきまして、ただいま郵政審議会に大臣から諮問いたしておりますというやうなことでございまして、また、今回家族保険を作りましたのも、何とか行き詰らんとしております簡易保険を打開したいというやうな考えもありましたわけでありまして、まあ向事業の進展につきましても、大いに考えなくちゃならない。郵便貯金のごときは、すでに御承知のやうに大へん今難関にぶつかつております。アメリカ、難澁をきわめております。

カのごときは、郵便貯金はもうほとんど不振の状態でございます。さういふ他の国の例もございまして、さういふので、十分この両事業につきましては、根本的に将来のあり方について考えなくちゃいけないと思つております。ですが、まあ年次の何カ年計画を樹立するといふやうなことにつきましては、実は簡易保険に例をとりまして、まあ将来保険金額の引き上げをどうするかといふやうな問題もございまして、それから明年度から、御承認いただきますれば家族保険を作らうかといひたいと思ひますが、まあ簡易保険の奨励のあり方をどうしようといふやうな問題もあるわけでございます。そして、そういう問題をもう少し検討いたしまして、保険金額の引き上げも関連いたしておりますので、そういうことを総合的にもう少し検討いたしまして、その上で年次の募集の方策を樹立するといふやうなことが順序じやないかと、かように考えております。今さしあたり、一応御意見とは思ひますけれども、まあ計画的な事業の進展と申しますか、まあ募集奨励の方法につきましては、どうかかわりかたしい問題じやないかと、かように私は考えております。

○森中守義君　これは何も強制じやないのです。しかし、問題は、近來、簡易保険あたりは公社に直したらどうかというやうな、このやうな極論が出るのです。私も方々に行つてそういう意見を聞きます。公社にした方がいいといふことは一体何を言うか、いろいろ言わんとする意味は人によつても違ふでしよう。しかし、そういうことを

いろいろ集約していけば、行き詰まつていっていること、これではいかぬといふことですよ。一つも新風が吹き込まれていない。こういうことがはしなくも政務次官から、何かこうマンネリズムに陥つていから打開しなくちゃいかぬといふやうな言葉として現われたいわけでしょうが、そういう意見を、私は、何人も否定できない実情にあると思ひます。だからして、年次計画をいつ何カ年作るのか、その内容はどいうのかといふのは、これは当局がおやりになるものだから、それは何もそういうことにとかく注文をつける意思は毛頭ない。しかし、少くともマンネリズムに陥つていっているといふのは、単にこれは募集じやない。事業経営全体ですよ。経営の方式が勢いマンネリズム化しているものだから、募集もそういう方向に引きずられていかざるを得ない。ところがマンネリズムに陥つているので、そのしわ寄せが募集にくる。こういう現象が私はおおいたい実情のやうに思ひます。だから、経営の骨幹をもう少し変えていけば、募集ももつと容易に、しかも、心算しく募集ができるやうな態勢がとれると思ひます。で、何も個々の、これがいかぬからこう、あれがいかぬからああというやうな、そういう指摘はいたしません。総合的に年次計画を作つて、新風を吹き込むといふことがこの際は必要ではないか、こういうことなんです。だから、そういうことについては、今手元に何も郵政省には案がないのだから、出してこいといつても、それは無理ですよ。しかし着想としてはそういう方向に行くべきではないかと思ひます。幸い郵政審議会にかけてあるとす

れば、その答申を大いに期待もいたし
ましよう。いたしましうが、やはり
行き詰まりつつある簡易保険事業をこ
の際大きく開展させるには、長期にお
ける計画というものがいろいろの観点
から総合して必要だと思ふので、この
辺に対する大臣あるいは政務次官の御
所見が、あながち、私は否定できない
のじやないかと思ひます。従つて、も
う少し正確に長期計画を一つ検討して
みようというような答弁ぐらゐのことは
會議録に残しておきたいし、そうし
て、また、そういうことをこの法案審
議の際に一つ中身として私は將來残し
ておきたいと思ひますので、もつと正
確に大臣でも政務次官でもけつこうで
す、お答えいただきたい。

○政府委員(廣瀬正雄君)

まことに兩
事業を思つての非常な御卓見だと思ひ
るのでございまして、將來御意見を十分
参考といたしまして、事業の伸展をは
かるように努力いたしたいと思つてお
ります。計画的に、年次的に考へては
どうかという御意見でございしますの
で、さうなことも十分考慮いたして
いきたいと思つております。

○森中守義君 それから、これはこの
次の審議のために承わつておきたいと
思ひますが、一家族が二十五万円す
でに加入している場合、これはどうい
ふふうになりますか、改正法との関係
は。

○政府委員(大塚茂君) お答え申し上
げます。主たる契約者になります夫が
二十五万円すでに入つておるといふよ
うな場合、あるいは家族のだけかがす
でに入つておるといふ場合には、この
家族保険には入れないということにな
ります。

○森中守義君 そりしますと、ずつと
以前に行われた少額整理とか、通称乗
りかえとか呼んでおりましたね、そう
いうようなことはこれについてはあり
ませんか。

○政府委員(大塚茂君) この保険と従
来の簡易保険の計算基礎と構成が全然
違いますので、乗りかえというよう
なことは考へておりません。また少額を
これによつて特に整理するといふよう
なことも考へていないわけでございます。

○森中守義君 考へていませんでなく
て、法律的にさういうことがあり得ま
すか、あり得ませんか。

○政府委員(大塚茂君) 結局、乗りか
えといひましても、いわゆる法律的な
意味でいいます契約変更によつてこの
保険にかゝるといふやり方は、法律的
にできない建前になつております。た
だ、俗に乗りかえと言つております、
一方を解約してその金でこの保険に入
るといふことは、これはもちろんでき
るわけでございます。

○森中守義君 もうだいたい時間も経
過しておりますから、これで終ります
が、さつきの資料にもう一つ追加して
もらいたい。保険及び貯金、この改正
案のためのどの程度の人員の要求をさ
れたのか。それに対する査定、復活、
確定、及び経費も同様です。諸経費の
予算要求額、査定額、復活額、確定
額、それと、簡易保険及び郵便貯金全
体の定員の要求、それに対する査定、
復活、確定、それと予算全体も、同様
な趣旨において、できるだけ早く御提
出をいただきたいと思ひます。

以上で私はきようは終ります。
○委員長(手島栄君) 他に御発言もな

ければ、本案に対する質疑は、本日の
ところこの程度にとどめておきます。
これにて散会いたします。
午後五時三十二分散会